
平成24年 第8回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成24年12月19日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成24年12月19日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第75号 南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第76号 南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 南部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第80号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第81号 南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町立ふるさと交流センター)
- 日程第11 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町立おおくに田園スクエア、南部町民おおくに農山村広場、南部町民おおくにコミュニティ運動施設)
- 日程第12 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町地域農産物加工施設えぶろん)
- 日程第13 議案第85号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議案第86号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第87号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第16 議案第88号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第89号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第90号 平成24年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第91号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第92号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第93号 町道路線の変更について
- 日程第22 陳情第12号 消費税増税の中止を求める陳情書
- 日程第23 陳情第13号 南部町議会の更なる情報公開を求める陳情
- 日程第24 陳情第14号 第一回南部町議会住民説明会での回答を求める陳情
- （追加議案）
- 日程第25 議案第94号 南部町副町長の選任について
- 日程第26 発議案第29号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第27 発議案第30号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第28 発議案第31号 オスプレイ配備と低空飛行訓練中止を求める意見書
- 日程第29 議長発議第32号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第30 議長発議第33号 閉会中の継続審査の申し出について〈広報調査特別委員会〉

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第75号 南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第76号 南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 南部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第80号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第9 議案第81号 南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町立ふるさと交流センター)
- 日程第11 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町立おおくに田園スクエア、南部町民おおくに農山村広場、南部町民おおくにコミュニティ運動施設)
- 日程第12 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町地域農産物加工施設えぶろん)
- 日程第13 議案第85号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議案第86号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第87号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第88号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第89号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第90号 平成24年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第91号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第92号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第93号 町道路線の変更について
- 日程第22 陳情第12号 消費税増税の中止を求める陳情書
- 日程第23 陳情第13号 南部町議会の更なる情報公開を求める陳情
- 日程第24 陳情第14号 第一回南部町議会住民説明会での回答を求める陳情
(追加議案)
- 日程第25 議案第94号 南部町副町長の選任について
- 日程第26 発議案第29号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第27 発議案第30号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第28 発議案第31号 オスプレイ配備と低空飛行訓練中止を求める意見書
- 日程第29 議長発議第32号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第30 議長発議第33号 閉会中の継続審査の申し出について〈広報調査特別委員会〉

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

書記	芝田卓巳君
書記	石賀志保君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	教育長	永江多輝夫君
病院事業管理者	田中耕司君	総務課長	加藤晃君
財政専門員	板持照明君	企画政策課長	谷口秀人君
地域振興専門員	長尾健治君	税務課長	畠稔明君
町民生活課長	仲田磨理子君	教育次長	中前三紀夫君
総務・学校教育課長	野口高幸君	病院事務部長	陶山清孝君
健康福祉課長	伊藤真君	福祉事務所長	頼田光正君
建設課長	頼田泰史君	上下水道課長	谷田英之君
産業課長	仲田憲史君	監査委員	須山啓己君

午前9時00分開議

○議長（青砥日出夫君） 定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。起立をお願いします。

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名します。

13番、真壁容子君、1番、白川立真君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第75号

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議案第75号、南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第75号、南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について、全員で構成されます予算決算常任委員会で審議をいたしました。

この内容は、これまで道路構造令で定められてきた市町村道路の構造の技術的基準については、第1次地方主権一括法による道路法の改正により、その道路管理者である地方公共団体が道路構造令を参酌して条例で定めることとされたものにより、新たに該当条例を制定する内容のもので

す。

審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

賛成、反対の意見がありますが、反対の意見。国が地域改革推進法の流れの中で町村に条例制定を求めたものだが、その流れは小泉構造改革の流れを踏襲するものだと考える。国が全国の市町村の自主的な裁量権の幅を広げる意味合いを持ちながら、国の社会保障の最低線を保障するというナショナルミニマムの責任を放棄する意味を持っている。その点から、財政保障も最低保障もすることを求める立場から反対するという意見がありました。

賛成の意見は、これは町が主体になっても経費がかかってくる条例ではない。許認可の部分を効率的に実施する。将来的にはこの町に合った条文に直す。その前段として制定するので賛成だという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第75号に反対の立場から討論します。

この議案は、国の法律、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の成立によって、町の条例を制定しようとするものです。

この法律の原案は、地域主権改革という民主党の政権公約に基づいて提案されたものを自民党、公明党が修正案を出し、それを民主党が丸のみし、成立させたものです。修正内容は、1、地域主権改革という文言の削除。2、地域主権戦略会議法定化の削除というものです。

そもそも民主党が地域主権改革の定義づけとして並べた文言は、自民党政権や自公政権のもとで地域住民の自己決定、自己責任の貫徹などをねらいに、地方分権推進法、1995年や、地方分権一括法、1999年、地方分権改革推進法、2006年が制定されてきました。

また、2001年の小泉内閣でまとめられた骨太の方針は、国と地方がお互いに関与、依存し合う仕組みを改め、自立と自助の精神のもとで各自治体がみずからの判断と財源で、行政サービスや地域づくりに取り組める仕組みに是正する必要があるとして、地方分権改革を国の財政再建論や新自由主義的構造改革と結びつけて推進してきました。今回の法律も地域主権改革という新しい装いを凝らしても、肝心の中身は自公政権が進めてきた地方分権改革の踏襲です。

議案75号の内容は、町道構造の基準を定めています。今回の条例制定では、国の基準をそのまま当てはめたとしていますが、参酌すべき基準として分類されています。この自治体が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されることとなります。しかし、このことは財政力の弱い自治体にとっては、財政のやりくりができなければ、基準を見直すことにもなりかねません。国が国民に対して、最低基準の保障を行うことは地方自治と矛盾するものではありません。

この条例案は、以上のような問題を持っており、国の責任の放棄は明らかであり、反対をするものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6 番、景山浩君。

○議員（6 番 景山 浩君） 私は、この議案に賛成をいたします。

地方分権一括法の賛否というところを今、反対議員は述べられたわけですが、まず単純に国の上位法規が変わって、私どもよりも上の段階での意思決定に単純に従わないということになれば、では、町道などをそのまま放置するのか。直さなければならない、新設しなければならないような道路を放置するのかということになれば、そうはならないというふうに考えます。

そして、この分権一括法ですが、国や上位からのコントロールで本当に直したいところ、つくりたいところが地方の自由になかなかないと、これを何とか地方の実態に合わせた順位で、やり方でやっていけるようにしたいという、そういったものが基本の思想だったというふうに考えます。

そういう面からも、ぜひこの議案は賛成をすべきだというふうに考えます。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 7 5 号、南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 7 6 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 4、議案第 7 6 号、南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

1 1 番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長の秦伊知郎です。議案第 7 6 号、南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてであります。

これは、これまで道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定められてきた町道に設ける道路標識の様式については、第 1 次地方主権一括法による道路法の改正により、該当道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法については、その道路管理者である地方公共団体が命令を参酌して条例で定めることとされたことにより、新たに該当条例を制定する内容のものです。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

なお、賛成、反対の意見につきましては、議案第75号と同様でありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。議案第76号、文言については先ほど委員長が発言されましたので、この議案の題目は省略いたします。

私は、この議案に対して反対なんですけども、先ほど75号で植田議員が反対理由を申し上げました。これは地方分権一括法に基づいて、このあと6本も、これも含めて75号から80号まで6本の条例の制定を求める議案が上がるわけなんですけども、内容について共通しているのは先ほども反対討論であったんですけど、2001年、小泉構造改革、この中でその流れから、骨太方針からきているということなんです。本来は、国が基準を定めておったんですけども、いわゆるこの中で、自助自立ということで、つまりそれぞれの行政区ということですか、地方自治体については参酌してやりなさいということ。裏返すと、結局、財政的な支援という裏づけは、国は以前のように、県は以前のように支援ということは保障できないということが十分受け取られるわけなんですよ。財政力の弱い地方自治体にとっては非常に行政の住民サービスが弱体化する、後退するということをかながみると、私はこの議案については反対する。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成の方の討論はありませんか。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。私は、この議案第76号について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどから地域主権ということについての内容について、それぞれ反対の意見が出ているんですけど、これは小泉改革のときには地方分権ということを言われて、民主党になってから地域主権という言葉に変わって置きかえられたものなんですけど、この地域主権改革というのは、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めていくことが地域主権改革です。国から地方への権限と財源を移譲することで身近な行政サービスを充実させ、住民本位の新しい地方自治の確立をするということを目的で地域主権改革が行われ、今回の第2次主権改革一括法によって、この条例がそれぞれこれからも出てきますが、なっていくわけなんですけど、今、この非常に厳しい財政、また日本の1,000兆円を超えるほどの借金も出てくるというような状況の中で、こ

の改革というのが推し進められているわけなんですけれど、これをこのままほっておけば、どんどんどんどん国全体、そして地方も疲弊をしていくというのはもう目に見えているんじゃないでしょうか。やはり自分たちのことは自分たちでしていくことが、これから町を守っていくためには大変必要なことではないかというふうに思っております。

それに合わせた今回、改正ということで議案第76号の条例の制定については、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号、南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第77号、南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第77号、南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

これは、これまで移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定められてきました高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準については、第2次地域主権一括法による高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、特定道路の道路管理者である地方公共団体が省令を参酌して条例で定めることとされてきました。

本町は、特定道路管理者ではありませんが、同法によりその特定道路以外の道路においても、同様の円滑基準を適用させる努力義務が定められておりますので、新たに該当条例を制定する内容のものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

賛成、反対の意見は、委員会では議案第75号と同様でありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 77号に反対いたします。

いずれも、いわゆる地域改革推進法の一環です。先ほどの討論の中にもありましたように、私も、この地域改革推進法自体が地方自治体の権限、財源移譲と言うけれども、財源についても何も保障されていないではないかというところですね、そういうところもあって反対してきました。

先ほど兩名の景山議員、それから板井議員が、1つには上の意思決定に反することをすれば、道路がつくれないのではないかという意見。それから、財源、権限が来るのであるから、地域主権というのであれば、国がお金がないから仕方がないのではないかということで賛成討論なさいました。この2つの賛成の意見については国会等でも意見が出てくる中で、おのずと結果が出ていることだと思うんです。

何年にもわたって自民政権から民主党政権になって主権という言葉がなくなって、出してくる側も自民党も公明党も民主党の側もこれでは地域主権と言えないということから、法律の文言から主権という言葉が消えてしまっているというのがまず1点です。3党ともこの主権という言葉が使えないということを認めて今回の法律の名前になりました。だから、地域主権改革というよりは、地域改革推進法という名前に変わっております。まとめて言うときも主権という言葉が出ていないというのが1つです。そういう意味でいえば、仮に上の決定に従わざるを得ないというふうに町が判断したのであれば、これを認めるにしても、国に対し、こういうやり方では地方自治体、特に小さい自治体ではやっていけないということを言うとかそういうことをすれば、私たちがまだ考慮の方法があるのですが、これを仕方がないと言って受け付けるというには地方自治体でも条例を決めることですから、反対せざるを得ないというのが1点です。

それと、もう一つは、権限、財源といいます。この中で明らかになったのはナショナルミニマムとっておりますが、国のねらいは何かということですよ。これが明らかになったのは、要するに自由拡大と言うけれども、最低基準の引き下げを行う。国が責任を持ってお金を払うのではなく、地方がやりたければ地方のお金を使ってやりなさいよということ。自由拡大だと言っているところから、ほっておけば公務員の人員削減、それからもう町ですることとはできないから、民営化に道を開いてしまうことになるということが国会でも出てきました。例えば今回

出てきた6つもある条例を改正したんですけれども、これに要する職員の手間とか紙切れ1枚にしても、これは市町村の義務負担ということになっています。地方交付税等で交付されていない。

それから、今回出ている道路の件が多いんですが、広島県等の資料を見ますと、こういうことをやる中でどういうことが起こってきているかという、幾ら権限が移譲されたといっても、要するにお金が来ないものだから、県道とか町道の周辺の草刈りができなくなって苦情が出てきている、こういう問題が起こってきているわけなんです。ということは、おのずから明らかになってくるのではないのでしょうか。

少なくとも賛成なさる議員の皆さんも、そういうことを踏まえてこれを受け付ける以上は、財源をしっかりと保障せよというぐらいのことを議会と町で言っていこうやないかという気持ちもあってもいいんじゃないでしょうか。

そういう点から見れば、この件については財源、権限どころか、仕事は来るけれどもお金の保障はされていないという点から見れば、地方分権とか地域分権どころか、国の仕事の町村への押しつけでお金が来ないという実態だということをおっしゃるを得ないし、反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この77号ですが、今、反対する言われまして、一々はごもっともでございまして、これは総務課長からこれについていろいろ聞き取りいたしました。要は、財源が確かについてきておりません。だけど、総務課長はその必要なときには国に申し述べていくと言っておりました。また、私がこの件に関して、真壁議員がこれについて75号から80号に関してございますが、条例の関係ですね、これを反対されておられます。これについて私、ちょっとショック受けたんです。なぜならば、これは3年、4年前に一応町政を担う、町長になると言われた方なんです。国が決めたそういう法律改正、地域主権改革が変わって、それが地方においてきて、地方のこれを参酌基準で地方がするように決まったこの法律基準ですね。この決まったことを国が決めて、法律に従ってするのが本来ならこの行政であると思うんです。このトップをねらおう、目指そうとしたお方がこのような条例について反対されるというのは、私はおかしい。本来なら、今、真壁議員が言われたように、このようなことを国にどんどん言ってね、こういうことの条例が国からおりてきたと、地域主権一括法で。けども、そういうことが問題があるからどんどん国に言ってくださいという意見を言いながら仕方ない、もしこれをせんかったら、もしこれをせんかったら、この条例、私がつくらなかったら、真壁議員、また共産党議員さんはこの町に対して言われますよ。国がそのような改革の条例や法律が変わっているのになぜ町はし

ないのですか、言われますよ。

この間の一般質問等を見ても、常にこのところは地方自治法の何条に書いてありますか、いろいろ条例で、法律で執行部をちゃんと追及されたでしょう。そういう方が、こういうことを見逃すわけないと思います。ましてや、町長をねらう人が国の条例等を違反するようなことはされると、私はちょっとショック受けました。一般議員さんが言われるならそれでいいと思いますが、この方は町長をねらわれた方なんですよ、この南部町を何とかしようと思われた方なんです。それが国の条例、法律を無視するようなことを発言され、反対されること自体、私は一町民としてでもちょっとショックを受けまして、今回の条例については国の決められたこと、本当に問題があるということを言われました。そのとおりだと思いますが、それは国にどんどん言っていただくということを条件つけてでも私はするべきじゃないかと思ひまして、これについては賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号、南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第78号、南部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第78号、南部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について。

これは、これまで国土交通省令で定められてきた公営住宅、共同施設の整備基準については、第1次地域主権一括法による公営住宅法の改正により、事業主体が省令を参酌して条例で定めることとされたことにより、新たに該当条例を制定する内容のものです。

予算決算常任委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

委員会の賛成、反対の意見は、議案第75号と同等の意見でありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第78号に反対の立場から討論します。

理由は、先ほどから述べておりますナショナルミニマムの国の最低保障の責任が保障されていないということが一番大きな理由ですけれども、先ほど出ました国の法律と地方自治体との関係は、地方分権改革の中で対等の関係だということは皆さん、地方議会に身を置かれている議員の皆さんはよく御存じのことと思います。その中で、幾ら国の法律が制定されてもそれに対して地方議会が異なる意見を言っていくということは、あって当然のことだと思います。

それから、首長の役割は、また一つ違うところがあると思います。

○議長（青砥日出夫君） ちょっと視点がずれておりますので、もとに戻してください。

○議員（5番 植田 均君） 首長の場合は、一定国の法体系に拘束される部分もあると思いますけれども、議会は住民から住民の要求を集めて、そこに町としての自治体の意思決定として意見を集約するという役割を持っていますから、何らこの法律が町民の利益にかなわないという判断を下せば、たとえ国の法律であろうと反対の意思表示をすることはあってしかるべきでありまして、私は反対の意思表示をすることは民主主義の立場からいって当然のことだと思います。そういう観点から、これは住民の利益にかなわないということで反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 私は、78号、町営住宅の条例、賛成の立場で討論いたします。

先ほど来からずっと賛成、反対出ておりますけれども、賛成の方のおっしゃったとおりの部分もありますが、私、実務的に考えますとこういう条例化されたということは、より地域や町のために適切な制度が、一番マッチした制度がつくれるというふうに思っております。公営住宅法とか全国を見渡して一般的な制度としてつくられておりますけれども、このたびこういう条例化することによって南部町を最も南部町に適した住宅の構造ですとか、維持管理の仕方ですとか、一番効率のいい制度ができると思います。実務からいいますとそうですし、いろんな許認可の関係もございまして、こういう条例で町の自主性、独自性で判断して町営住宅運営していくということになりますと、経済的にも効果的でありまして、ぜひこの条例化は賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号、南部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを採決いた

します。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第79号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第79号、南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第79号、南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。

これは、これまで水道法施行令で定められてきた、1、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、2、布設工事監督者の資格、3、水道技術管理者の資格については、第2次地域主権改革一括法による水道法の改正により、水道事業者が地方公共団体である場合には、その地方公共団体が水道法施行令を参酌して条例で定めることとされたものにより、新たに該当条例を制定する内容のものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

委員会での意見は、議案第75号と同様でありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第79号、先ほど委員長から報告がありまして非常に文言が長い項目であります。

私は、この提案されています条例なんですけど、1条から4条になった非常に条としては少ないところがあったんです。私は、水道というのは日々使うものであって、また危険性を伴ってはいけません。安全性にやらなければいけません、特に監督技術のことが新たに規定された、以前もあったんですけど規定されたということなんです。いつも国のこの一括法で見ますと、推

進法で見ますと、基準、そういうものはその地域に合ったもので参酌してやりなさいということになってるんです。それは結構なことだと思うんですけど、問題は財源のことが国は自助、自立ですか、ということで全く投げ出しというんですか、地方に勝手にやりなさい。大ざっぱな言い方をすれば勝手にやりなさいと、そのかわりお金については、財源については国は担保しませんよというのがこの内容の主たるもんなんです。

私は、本当に国民全体のことを考えれば、国の段階で国土に住む人たちの安全、そしてサービスを国が率先してやるべきだ、このことからして非常に反している、このことを基本に私は反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 賛成討論いたします。

どうも反対討論のお話を聞いていますと、決められた国の政策について賛成できないというような御意見だと思えます。やはり国民の皆さん一人一人が自分の権利を選挙によって権利を出すということで、国政の推進が決まってくると思えます。やっぱり国も国民の利益にならないことをやれば次の選挙でまた落とされるというのは現状でございまして、やはり地方議会としても私どもも選挙で選ばれます。選挙によって選ばれたときの議員が、やっぱり責任を持って施策を遂行するというので、一面、私どももそれに協力するというのも私は必要でないかと思っております。

地域主権改革一括法、この関連で地方にいろいろな施設や、また公のものの設置基準、これを条例によって委任するというのでございしますが、条例委任の形につきましては従うべき基準、これは条例の内容を拘束されます。また、標準として法令の標準を通常によるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲以内で地域の実情に応じた標準と異なる内容を定めることが許容されるもの。また、このたび南部町で説明がありました参酌すべき基準、これも地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの。本町の説明は、この参酌基準で町の条例を今提案されております。やはり各地方によってもいろんな地理とか、また気候とか、住民の生活環境の変化によって異なる場合もありますので、やはりこの参酌基準を認められるということが非常に大事だろうと思えます。

財源が入ってこないという御意見もありますが、本当にそういうことでしょうか。やはりそれは執行部、また首長等が責任を持って財源を求めていく。こういうことも必要であり、あからさまに反対しては、本当に南部町の地域が条例もなしに私ども一人一人が私は住めないと思

ます。やはりきちんとした条例のもとで皆さんが平和に楽しく住んでいく、私はそうでなければ
ならないと思っておりますので、この条例について賛成といたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号、南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水
道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第80号

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、議案第80号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備に関する条例の
制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長の秦伊知郎です。議案第80
号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法
律の施行に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について。

これは第1次及び第2次地域主権改革一括法による各法律改正に伴って、その法律を引用する
5つの条例について所要の改定を行う内容のものであります。

予算決算常任委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

なお、賛成、反対の意見は、委員会では議案第75号と同様の意見でありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた
しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の80号ですね、反対をいたします。

この議案は、いわゆる地域改革関連法案についての5本の条例を改正するという中身なんです。
趣旨については先ほどの5本の内容と一緒にですが、反対の中での1つの重要な点、先ほど細田議

員が、あなたが町長になったらこれも反対するのかと。私はその言い分を聞いてまして、そうか細田さんは私に町長になってほしかったんだと……（笑声）それだったら4年前にもうちょっと応援してもらったら実現できたかもしれません。もう一つは、これを私たちが討論の中で言っているように、仮にすごく幅持たせて言ってると思うんですよ。仮に賛成する、提案してる執行部も含めて議員の皆さんも、これを賛成するに当たっても国は財政の縮減とか、地方の自立というのであれば、本気になって考えるようにというような文言でもあるならともかくと言ったんですよね。そういう意味でいえば、私は今議会でおる議員としての、あなたは一般でないようなこと言いましたが、私は一議員としてここで果たす役割というのは、国が言ってきたことに対して議会に求められて議決を求められていることに対して、住民にとってどうかという判断はしないといけないという立場から見たら当然のことであって、細田議員の言うように1回でも首長選挙に出た者は国の言うことを全部賛成せんといけんのかって、そんなばかな理論はなり得ないということですね。そういう意味でいえば、民主主義とは何かという点と議会とは何か、執行部とは何か、行政とは何かというところをもっと区別して論議しなければ前に進むような論議にならないと思うのです。

先ほど言われていた自主性も独立性もないという点ですけども、先ほど三鴨議員が、これは地方によってやりやすくなるのではないかっていうふうに言ってるんですね。確かに2011年までに民主党が出してきた地域分権という名前の段階までは、私ども、これはもろ刃の剣だろうと。確かに国からのお金の問題や財源縮小の問題を言っていかなければいけないけれども、使い方によっては地方でも町づくりに貢献できる内容であるのではないかという判断していたのは事実ですが、2011年に至って、出すに当たって自民党の賛成を欲しいということで、そうじゃないと成立しませんからね。そういうことになって、一緒になってしたのがこの主権というのを取ってしまったわけなんです。そういう意味でいえば、もう名前のごとくいろいろ言っているけれども、地域でみずから考えると金があるところやればいいけど、金ないところは知らないよってというような内容に変わったということで、私たちは非常に危険だというふうに言っているわけです。その証拠に、初日に総務課長でしたか、この議案を提案されるとき話を聞きませんでしたか。討論の中でも質疑の中でも言わせていただきましたが、参酌基準というけれども、町村ではどのようなことを考えたのかというふうに聞きましたら、これは、私はどの課長さんも苦勞なされたと思うんですけども、そういう自分とここで参酌を決めるようなゆとりと技術と金があるのかって言ったら、なかったわけですよね。そういう意味で私たちは委員会で課長さんたちの説明聞いてましたが、いわゆる横滑りの条例になってるわけです。三鴨さんも経験があると思

いますが、だれがそんな仕事したいですか。本当に金があって、道路にしたって住宅にしたって自分とこの町こんなふうに変えていこうって、課長や職員たちが考えられるような内容であれば私たちは賛成しますけれども、結局は公共下水道といっても槽をどうするかということについては、そういう技術は自分たち持ち合わせているかという問題も考えたら、国の言いなりどおりの基準しか出てこなかったじゃないですか。それが本当に住民が言ってるような職員の方々が考えられる内容であるんならともかく、そういう意味でいえば、私は今やるべきことは賛成なざる議員も一緒になってこれを通すのであれば、本当に財源縮小ではなく地域に役立つように地方交付税の問題もきちっと保障して、地域にお金を出るようにしろとこういふふうに言って、少なくともつけ加えて賛成しなければ、地方議会としての役割は果たせないのではないかとこのことを指摘して反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） わずか600票近くまで町内の信を得られた方ございまして、やっぱりこういう国から決められたことがそれをできないというのが、やっぱりちょっと不安だなという雰囲気じゃないでしょうか。これは国から、今横滑りって言われましたが、確かにそのような感じでした。本当に総務課長、困っておられました。これが町の参酌に合うような条例に改正されておられます。もちろんこれについては真壁議員言われるとおり、国にお金も何も来ないままきたんです。これは、あとは執行部、首長の考えでございます。力でやらないけんと思えます。こういうことを決めた私たち地方議員が頑張っていってもいいですが、一番身近な国会議員が皆さんおられると思えますよ。真壁議員のところは共産党議員も国会議員もおられます。そういうところにこういうことを持ち上げて、国の方できちっとされるように。私も国の方の国会議員に言います、そのように言います。地方議員が何ぼ騒いでもしようがないところもありますけども、これは総務課長、執行部が本当に心配しているところもあります。この代弁をしてでも私たちも上に持っていけないけんとは思っておりますが、これを私たちがけてどうなるんでしょうか、これ反対したらどうなるんでしょうか。南部町が行き詰まっちゃうんじゃないでしょうか、そういうこともあります。そういう意見を言いながら、私たちは私たちの主義で、また国会議員もっております、共産党議員もおられます、公明党議員もおります、自民党議員もおります。そういうのをどんどん言って、こういう地域主権改革ちょっとまずいんじゃないかと、国の方からも一度変えてもらうように努力いたしまして、この国から決まった横滑りって言われましたが、その条例を南部町に合わせて参酌した条例に直してあります。そういうことで、私は賛成す

べきと思っております。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第81号

○議長（青砥日出夫君） 日程第9、議案第81号、南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第81号、南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について。

これは災害対策基本法の一部改正に伴って、防災会議及び災害対策本部についての機能等が充実されたことにより、当該法令を引用する条例について所要の改定を行う内容のものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第81号、南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 82 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 10、議案第 82 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第 82 号、公の施設の指定管理者の指定についてであります。この公の施設といいますのは、南部町立ふるさと交流センターです。

内容といたしましては、このふるさと交流センターを天津地域振興協議会に指定管理者として指定するものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対の意見として、地域振興協議会が公の施設の管理をすることには反対である。公の施設は行政で管理すべき。協議会は他の目的があり、管理は不相当であるという意見がありました。

賛成の意見として、町の直接の管理という意見もあるが、地域のことは地域で、町職員は町全体の施策に専門的な能力を発揮すべしという賛成の意見がありました。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 82 号に反対の立場から討論します。

公の施設、町立ふるさと交流センターの指定管理者として天津地域振興協議会を指名指定することについては、町が直営で管理運営すべきと考えます。公の施設は町の直営か、指定管理者の管理運営するかの選択をすることが法律上の決まりであります。

現状の管理者としては、天津振興協議会が管理運営に当たっておられます。施設管理費用として過去 3 年間の平均の費用は、321 万円余りであります。今後の 25 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日の 3 年間の指定管理料は、年間 404 万 9,000 円を予定されております。

今回の指名指定審査会の審査内容を見ますと、ふるさと交流センターの評価について大変厳しい評価をされておられる委員がおられます。12 項目の 5 段階評価で、施設の設置目的に合

った運営方針を持っているかが25点満点中18点、施設の公平性を維持する考え方と方策を持っているかが18点、また4項目に2点の評価もありました。総点数で300点満点中196点という結果でありました。

地域振興協議会の交付金も、会長副会長の報酬も、指定管理料も、すべて税金で賄われております。

今回の指定管理には多くの問題があるのではないのでしょうか。今、この地域振興協議会への指名指定管理を見直し、町が直営で管理運営するべきであることを主張して反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 今、植田議員も発言されましたけど、指定管理についてですけども、私も指定管理予定者である振興区の方へちょっと出向いて行って諸事情を聞いております。議員の皆さんも指定管理制度には諸所のデメリット、そして、メリットが存在しているということは皆さんもよく知っておられると思いますけど、どの角度から、だれに、どういうふうに渡していったらいいんだろうというのを見たときに、スポットライトを当てるときに、その地域民のニーズにどれだけこたえてあげることができるかということと、ふるさと交流センターの運営力、管理力はどれだけあるんだろうというところからスポットライトを当てて、私自身は見るんですけども、まず民間目線で見ることができるのか、いわゆるかゆいところに手が届くのか、そして、地域のことをよく知っていて年齢層や地域の特徴、そして、地域の歴史というのを考えながら運営していくことができる民間団体、法人はどこなんだろうかというところから見ますと、やはりその地域に根差した民間団体が私はいんじゃないかと思ひまして、賛成の立場で発言をさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第83号

○議長（青砥日出夫君） 日程第11、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第 83 号、公の施設の指定管理者の指定について。ここでの公の施設というのは、南部町立おおくに田園スクエア、南部町民おおくに農山村広場、南部町民おおくにコミュニティ運動施設であります。これらの施設を大國地域振興協議会に指定管理者として指定するものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対の意見といたしまして、各施設の利用率を高めるべき努力をとの意見もあるが、利用率の件は町の仕事であり、責任放棄であるという意見がありました。

賛成の意見。取り組みを聞くのに多様なことをやっておられ、きめ細かな管理がなされている。地域に密着な管理ができ適切に行われているという意見で、賛成の意見でありました。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 83 号の公の施設の指定管理者の指定について反対をいたします。

委員会の中でも意見を述べてきたのですが、1つは、先ほどの選定委員会の意見の中に、おおくに田園スクエア並びに山村広場、コミュニティ運動施設のところに選定委員会の点数とすれば、ふるさと交流センター、また後に出てくるえぷろん等に比べたら比較的高い点数をつけておられたのがこのおおくに田園の一連の施設管理なんです。

委員会の意見として出てきているのが、要するに利用者の増や若者とかの増を掘り起こしていただきたいということを言っているわけなんですね。このおおくに田園スクエアの方々が収支予算書というのを出されたと思うんです、選定委員会へね。そこでは、指定管理料が 312 万 3,000 円町からいただくことに対して利用収入等が 145 万 7,000 円と、施設の体育館持っていたり広場持っていたりすることがあるんですけども、そういう意味でいえば、ふるさと交流センターは施設利用料が 24 万なんですね。これに比べたらそういう意味では、このおおくに田園スクエアの一連の管理というのは、利用料収入がなければなかなか維持管理ができないのだろうというふうに見ました。そういうふう言えば、私は正直言ってこの金額を見る限りでは、

地域振興協議会等に対してのいろんな意見はあるんですけども、なかなか運営が大変なんだろうなという感じは見たわけです。そのときに、こういう評価をどうするかということにすれば、本来、公の施設というのは町が管理すべきものだということさっきも言っているんですけども、確かに施設管理のこの費用300何万のほとんどは、いわゆる維持管理費ですよ。光熱水費、それから、業者への委託管理費でもう食ってしまうわけです。だからどうしているかということ、選定委員の方々もお金上げるとかではなくてとにかく利用料をふやせと、そういうことを言っているわけですね。この構図から見たら、本来は町がきちっと運営しなければならないところを、こういうふうに予算をつけて住民の側に投げ出してしまうのかなというのが、私の委員会に座っている中の率直な感想でした。

その中で、聞いていく中でもっと驚いたことは、どうも振興協議会の方々がここもそうなんですけど、利用がふえればふえるほど赤字になるんだという言い方をしているのはなぜかということとを委員会でも審議したわけで、どの議員の皆さんも聞いておられて同じ意見を持たれたと思うんですけども、どういうことが起こっているかということ、町が教育委員会関係等で利用料については免除しますよと言っている団体があるわけですね。例えばスポ少とかそうだと思うんですよ。そういうところの金額を、利用料を町が払っていない。これは恐らく賛成する議員の方もいると思うんですけども、それは少なくとも町の責任ではないかということですね。少なくともそれを指定管理料に納めるというのではなく、かかった分については教育委員会等、免除を認めている側が、側というのは町の方ですね。そこが責任を持って財政の手当てをしていくということが必要なのではないかということが委員会の中でも話し合われたわけです。そうしてみると、町は本当にこの施設を管理するに当たって、公の施設で住民にたくさん使ってってもらい、利用率を高めるための責任を持っているのかという点でいえば、非常に責任がとれていないというのが委員会の中でもわかったのではないのでしょうか。

地域振興協議会の中でも携わっている方々から、町は振興協議会で施設管理や利用料増を競わせているという意見も出ているのは私も承知しています。幾つかある、7つある中で、1つのところには以前からの職員等がいて、例えば公民館主事であるとか社会教育の勉強をなさった方がいるところとないところで、人に対して行事の持ち方一つとっても違ってくるのではないかと、これはもっともな意見ではないのでしょうか。そういう意味でいえば、私たちは仮に維持管理の施設の仕方は委託の方法があるにしても、そこで本来、公の施設として使っていく、住民参加で住民利用率を高めていくというのであれば、教育委員会等がしっかりと位置づけて社会教育主事なり、公民館主事などを町の責任で置いておくと、そういう中での住民との協働というのは幾

らでも考えられると思うんです。

そういう点から見たら、今回の指定管理のあり方は地域振興協議会が苦勞しているという実態が出てきているというのが実態だと思います。町の本来の責任を果たして、住民が本当に参加しやすい施設にしていくためにはこのようなあり方ではなく、しっかりと財政と人の配置をすべきだということを指摘して反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私は、本議案に賛成の立場から発言をさせていただきます。

いろいろ管理運営の費用の面とかで反対というふうな御意見が出たわけですが、私は、平日の昼間に必ずそこに行ったら人間が何人かおられて、特に用事がなくても集えるような、そういう地域センターの役割をそれぞれの大国だけではなくて、現在果たしているんだろうなど。これはこれからの高齢化社会の進展を見ますと、非常に地域の力を維持をしていくという面からは重要なことだというふうに考えます。

では、町の直営で同じような経費でそういった地域センターを維持できるかといえば、なかなか人件費的な面から見ても難しいものがあるというふうに考えます。利用料の問題とかいろんな問題を抱えながらも、そして、最初に交流センターのところで植田議員がおっしゃった外部の方から見て点数がどうだということもあるわけですが、では、点数が低い部分について具体的にどういった問題が起こっているのかということになると、それは余り私どもの耳にも入ってきません。管理する側も、利用する側も一緒になって正常な、そして、有意義な運営ができていくというふうに理解をしておりますので、ぜひこれには賛成をすべきというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷でございます。私は、この議案第83号につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

理由とか、その他のことは適切に景山議員がおっしゃいましたので、それは申し述べません。

先ほどおっしゃいました中に、職員を配置せよというような御意見がありました、反対意見の中で。職員配置、社会教育を受けた者がいるところだからいいんだというようなことをおっしゃいましたが、そればかりではないと思っております。それぞれ現役時代にいろいろ勉強なされた、もっともっと勉強なされた方が各地区には先輩としておられます。それで、その方たちもともに汗を流して頑張っておられます。ただ、まだこの指定管理というものの初めの段階、次の段階、だんだんと指定管理というものが根づいていく中のまだ過程だと思っております。学んでいる時

期だと思っております。そういう中におきまして、こういうようなことが問題になりましたということはこの議場で討論、議題としてすることにつきましては、町民の方の意識も改まってまいります。それと、各指定管理にかかわっている方も認識を新たにされると思います。ですので、こういう場はいいと思いますが、それをもって反対するということには私は賛成できません。そういう意味におきまして、私は賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、先ほどありました83号、これについては反対いたします。

先ほど賛成討論をされたんですけども、私は、公民館の管理運営を任されている民があるんですよ。これは生涯教育は公民館法でちゃんと決まっているわけなんです。ここで地域振興協議会の方がその管理もされているんですけども、しかし、これは公務には当たることができません。私は、職員を置くということは、つまり町の職員は公務ですからきちんと生涯活動についてもアドバイスし、そして支援をする。そのことによって公民館活動が発展するというこの大きな課題を含んでいるわけなんです。だから、私はここに町職員を置いて、そういう文化面、体育面で生涯教育にも支援していく、このような体制をとるべきである。このことを主張して反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第84号

○議長（青砥日出夫君） 日程第12、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について。ここでいう公の施設とは、南部町地域農産物加工施設えぶろんのことを指しております。

この施設をあいみ富有の里地域振興協議会に指定管理者として指定するものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対の意見。利用すればするほど赤字になる状況となりかねない。町が管理していれば、このような状況にはならない。指定管理はやめるべきという意見がありました。

賛成の意見。施設利用者は、町の管理のときより増加している。管理者の努力が見られる。赤字の件に対しては、利用条件、利用率の見直しは検討すべきと考えるという意見でございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案第84号については、反対するものであります。

理由は、町の地域農産物加工施設えぷろん、先ほど委員長からありましたけども、ここを指定管理者の指定にする、そのものであります。しかし、そもそも公の施設というのは、どういう性格のものであるかということなんですが、これは行政が直接運営をすること、このことが原則であります。選定委員会の意見書を見ますと、配付された、これにこういうことが書いてありますね。利用が増加するほど赤字になる。公の施設は利用が高まることは、私は歓迎すべきであることなんです。しかし、利用者が増加するほど赤字になる。つまり、収益率を問題にするという考えは、これは任意団体を指定管理者にすることの結果であると思うんです。私は、従来のように町が直営でやるべきことだと思うんです。個々の今受けておられます指定管理者が言われるように、利用がふえればふえるほど赤字になるということは、つまり、突き詰めて言えば利用料を上げてほしい、そうしないと運営ができないということを言われてると思うんです。だから、このようなことでなくて、町で農産物を加工するところを、地元でできたものを加工するということを促進するためであれば、利用料は現在のみままで増進を図っていかう、そうするためにはどうかといえば、やはり町が直営でやっていく、このことを主張して反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 私は、この議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

皆さん御承知のとおり、この農産加工施設えぷろんは旧会見町時代に地域の皆さん、もちろん団体、グループでございますが、これに利用していただくということでできた施設でございます。

そして、22年に南部町になってから指定管理ということが起きました。そのときに、あいみ富有の里地域振興協議会がいち早く手を挙げられてきたわけでございます。その中で指定管理、22年から今日まで利用者が大変ふえております。調べましたら倍以上ふえとるわけですね。これは旧会見町時代に目的とした地域の方に利用していただき、地域でできたものを地域で使って利用していただくという目的に、私は大変沿っていると物すごく喜んでるところでございます。

先ほど共産党団の皆さんは赤字のことを言われましたですけど、これは確かに利用者がふえれば利用料も入りますけど、資料を見ますと収入が管理料、町費でございますが、これが25年度に出ているのを見ますと金額言わせてもらいますけど116万、それから、利用料等で77万の計上をしておられるわけですね。そして、支出の方が人件費あります。これは人件費いいますと、あそこの施設は皆さん御存じのとおりいろんな機械、自動もちつき機ですね、いろんな機械が入っております。これ一応管理、指導もでございます。そういう人件費というように私は理解しておりますけども、そして消耗品、燃料費、光熱水費、施設修繕、通信運搬費と、もちろん保守点検、施設管理委託料、集落排水使用料とございます。しかし、これだけ利用者がふえてきますと、これもまたこういうふうに決まっておるわけです。ちょっと目を通しますと、今先ほど人件費言いましたけども、指定管理料には月に20日程度、1.5時間ずつ勤務する予定の職員の人件費、30万2,400円というものが上げられておるわけですね、固定人件費ですわ。ところが、やはり利用者がふえるということは指導の方も変動があると思うんですね、これ。これはふえる可能性があります。それと、これもまた消耗品、燃料費、光熱水費、これはやはり利用者がふえれば変動があります。減れば少なくなります、多くなればふえると、これ単純に考えてもそういう理屈になると思うんです。したがって、私は、当初の目的に沿った利用者がふえて本当に喜んでいただくという、私はそこは大事にしたいと思います。

それで、赤字の件は、利用料というのは条例で決まっております、これはこのとおりでやっていたかねばなりません。ただ、今の支出の方の先ほど言いましたように、これ変動があるわけですね。これについては、やはり地域振興協議会、行政が今後、経費の削減とかいろんなことを課題にしながら検討していただくということだろうと思っております。

そういうことを総合的に判断しまして、私は利用者がふえてよかったかと、地区住民として本当に喜んでおるところでございます。そういうことを総合的に判断して、私は賛成するものでございます。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、このえぷろんを町が指定管理することについて反対です。

なぜならば、議員の皆さんに配られた文書の中にあるように選定委員会の結果自体が、今言っているのは振興協議会がいいかどうかじゃないですね、えぶろんを指定管理、振興協議会に指定管理することには管理に支障があるって選定委員会が言ってるんですよ。なぜかという、振興協議会の事務所とえぶろんが離れてるんで管理に支障があるんだと、もしするんやったら運営面から事務所の移転を考えていただきたいって、こういうふうなことまで書かれているわけですよ。

先ほど井田議員が賛成なさっていましたが、中身というのは共産党が赤字だからいけんって言っているんじゃないで、この選定委員会がこういう指摘をしているんですよ。中身を見れば、金額も110何万のうち30万2,000円で努力されているんだけど、利用料負担に頼らなければこれが維持できていないと。結果としてどう言っているかという、条例改正も視野に入ろって、先ほど亀尾議員が言ったように利用料の値上げにつながるのではない、住民にとっていいことではないわけですよ。少なくとも議員の皆さんにも振り返ってもらいたいんですが、こういう選定委員会の課題に対してであるならば、執行部がどのようにするかって説明がなかったわけでしょ。私は、そういう意味では失礼ですけども、これに賛成することの方が無責任だと思いますよ。そういう指摘があって、どういう改善点を執行部に述べて賛成しているのか、次、賛成する議員の方は委員会どういうこと言ったかということ、ここでお述べになっていただきたいと思うんです。そういうこともなく、選定委員会が指定していることについても、改善の方向も示さないで利用しているからいいじゃないかと、あとは努力しろっていうことでは、これは余りにも町が無責任だと言わざるを得ないと思います。

それから、この3つの最後ですが、選定委員会のあり方の問題についても委員会でも指摘させていただきました。5人いるうちの3人は町内在住者っていうんですけども、1人は振興協議会の会長がなさっているわけですよ。場所が違うといえども、同じ立場の引き受ける側の立場のような方々が入っていて、本当にきちっとした判断ができるのかというところの問題もあると思うんです。その上に、そういう振興協議会の会長も入った選定委員会ですら富有の里に指定管理することになって、管理に支障があるというふうにかざるを得ない状況というのをどう解決していくのかということ、委員会の中でも話が出ませんでした。そういう段階で賛成するわけにはいかないというのが私の意見です。

○議長（青砥日出夫君） 9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 賛成討論いたします。

井田議員も発言されましたが、やはり目的は利用者をふやすことだと、それが私は一番だと思

います。予算的な面も、私も研究してみました。選定委員の方から御意見も出ておりますけど、現在赤字には至ってない、利用者は指定管理になってから倍増しているということをお聞きしまして、また利用料につきましても富有の里と同じような施設がめぐみの里にもあります。そこでも同じ、例えばもち等は同じ料金、4種類ぐらいありますけど、めぐみの里も同じ料金で生産の使用料等を支払っております、やはり同じ施設で料金も、執行部もまた使用料についてもまた考えていただきたいということが大切だと思います。

そして、先ほども意見がありましたけど、役場職員を配置して公民館活動ですか、ということを入るべきだというお話もありましたけど、現状は、教育委員会と地域振興区の役員とで私はさまざまな公民館活動、また社会教育、人権教育等も行っております。出かけなければわかりませんが、いろんな地域の方がさまざまな角度から勉強したり研修されております。一生懸命です、皆さん。議員の方もぜひとも、私もちょっと反省すべきがありますけど、他の振興区へ行って公民館活動、また学習等も私は努めるべきだと思います。ぜひとも各指定された協議会の役員の皆さん、そして、指定管理を受けている現場の皆さんにも大変御苦労かけておりますので、引き続き頑張ってくださいと思います。議会の方もしっかりと応援する意味を込めて賛成とします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。10時45分再開といたします。

午前10時25分休憩

午前10時45分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第13 議案第85号

○議長（青砥日出夫君） 日程第13、議案第85号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第85号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第6号）であります。

これは歳入歳出それぞれ6,538万4,000円を追加し、総額67億4,794万5,000円とするものであります。

少し主な事業を上げてみます。新宮谷住宅跡地活用事業。これは町営住宅として利用していた用地に法勝寺駐在所の移転、定住化対策用地としての活用をすべく測量等で180万6,000円が計上されています。それから、空き家一括借上げ事業。空き家を町が10年間借り上げ町がリフォーム後、住建業者を通じて管理、賃貸、収納させる事業であります。370万円計上されています。それから、みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業。これは町内の集落を対象に移動販売車事業を新たに始める業者の取り組みを県の補助を通じて支援することで、日常の買い物が困難な人の生活を支える。500万円計上されています。それから、公益法人組織変更事業。これは公益法人に関する法律の改正に伴い、町が出捐する特例財団法人を法律の規定に基づき組織変更するためのものでありまして、4,112万3,000円が計上されています。それから、全国植樹祭準備事業。これはとっとり花回廊を式典会場として開催される植樹祭の準備として279万8,000円が計上されています。それから、道路橋梁補修事業。これは町内の15メートル以上の橋梁37カ所についての計画的に補修をするために297万5,000円計上されていますが、これが今回の補正の主な事業であります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

反対の意見といたしまして、空き家対策として町が借り上げる、紹介等は定住化対策として補助制度をつくるのもよい、しかし、今回のリフォームをして貸すことは行政の範疇から出ていると考える。町内の住民、移住者にも利用できる制度にすべきという意見がありました。また、法人の変更、これは財団から株式会社については事業計画等の提案も議会になく、将来の展望が見えていない中、議会として責任が持てないという意見がありました。その他、国立音楽院、有害鳥獣駆除事業、全国植樹祭等での反対意見がありました。

賛成意見といたしまして、81軒の空き家の再利用の検討は必要であり、町が関係することで貸す方にも借りる方にも安心感が生じる。株式会社化は法律の改定に伴い、やらないとならないことであるという意見が主な意見でありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 8 5 号、平成 2 4 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）に反対の立場から討論します。

理由の第 1 は、企業誘致事業で国立音楽院の括弧つきの生徒募集について、町は私的契約で町には責任はないとの立場を表明しました。それならば、わざわざ誘致企業としたのか不可解です。行政がかかわれば相当の責任も社会的には問われることは当然であると考えます。

2 番目には、空き家一括借上げ事業です。この事業はあらかじめ空き家を町が 1 軒当たり 1 0 0 万円でリフォームし、それを宅建業者に委託して貸し主を探すというものです。しかし、説明ではかなり多数の空き家の問い合わせがあるとのことでした。であるならば、町は借りたい人に具体的な情報を提供し、リフォーム費用を支援する方が現実的ではないでしょうか。宅建業者を仲介させる必要はないではないでしょうか。あわせて町内在住者へのリフォーム助成制度もつくるのが住民への公平性を保つことにもなると思います。

3 番目には、みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業についてです。この事業は中山間地域で移動販売車事業に県が補助金を 5 0 0 万円交付するというものです。この事業に町がどのようにかわり、どのような責任を果たすのかが明確ではありません。この事業者は市町村長が必要と認める個人事業者、企業、組合、商工団体、広域的運営組織、N P O、集落、その他民主団体等となっています。今回補助申請された企業を町長が認めた理由が説明されていません。また、既存の移動販売事業者との販売エリアの調整をされるとありますが、業者にとっては死活問題でもあり、地域住民の利便性を担保する協定も示されておらず問題だらけであります。

4 番目には、平成 2 5 年度から財団法人地域振興会を解散して株式会社で業務を継承する問題です。出資金、設立当初運営資金、補助金など、合わせて 1, 5 4 1 万 6, 0 0 0 円余りの補正予算です。地域振興会の運営の見通しについて何ら説明がされておられません。今回の株式会社を新たに設立する決意も理事長である町長から語られなかったことは、町民に対して責任ある姿勢ではないと言わざるを得ません。以上の理由から、議案 8 5 号に反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3 番、米澤睦雄君。

○議員（3 番 米澤 睦雄君） 私は、一般会計補正予算（第 6 号）に賛成の立場から討論をいたします。

今回の補正予算は 4 8 事業に上ります補正予算が提案されておりますけれども、どれも行政施

策の執行上、非常に大切なものがございます。特に先ほど反対討論もございましたけれども、定住対策といたしまして空き家一括借上げ事業の補正予算が提案されております。この施策は単なる定住対策だけではなくて、例えばカキ、ナシ、稲作等の担い手不足が深刻になってきておりますけれども、県内外からの新規就農の希望者があった場合には住宅がすぐに提供できる可能性が広がるなど、他の施策とマッチングすれば非常に大きな町づくりの可能性が広がる施策でありまして、大いに進めていただきたいと考えております。

次に、これも反対意見がございましたけれども、鳥取県のみんなで支え合う中山間地域づくり総合事業によります町内の中山間地域を対象といたしました移動販売車導入支援の事業でございます。これも高齢化が進みまして買い物困難者が大変増加する中で、中山間地域の高齢の方々には願ってもない施策と考えております。私が所属しております賀野地区のあいみ富有の里地域振興協議会におきましても、昨年度、実は広島県の安芸高田市の方に移動販売車の関係で視察を行っております。と申しますのが、賀野地域には農協店舗が1店舗ございますが、これがいつ閉鎖されるかわかりません。そういうことで、あいみ富有の里地域振興協議会の方でも買い物困難者に対する施策として、先ほど申しましたように一昨年、先進地視察を行ったわけでございますが、我々賀野地区におきましても非常に願ってもない施策と考えておりますので、ぜひこれは行っていただきたいと考えます。ただ、この移動販売車による事業でございますが、今回の補正では500万の補正が行われておりますけれども、来年度からは恐らく移動販売車の運営費助成というのがかかってくると思います。これは市町村にも負担義務がございます、1年目には最高1,000万、県の補助は2分の1というふうに、そういう助成の申請がある可能性がございますので、その辺につきましても町の執行部にはよろしくお願いしたいと思っております。

それから、これも反対意見がございましたが、財団法人南部町地域振興会を株式会社に、財団法人南部町農村振興公社を一般財団法人に移行するための補正予算でございますけれども、これは公益法人制度改革によりまして、特例民法法人は平成25年11月30日までに何もしないでおりますと解散しなければならないという制度でございます、南部町地域振興会を株式会社に移行するというところでございますが、これもいわゆる株式会社に移行することによりまして、現在、恐らく町の方から100%出資する考えであるとは思いますが、ただ、出資者の範囲を広げることができますし、それから、株式会社にするという事は黒字のめども立っていると考えております。それから、農村振興公社を一般社団法人に移行することでございますけれども、これは事業をそのまま継続するというところでございまして、南部町、特に西伯地区の農業の発展に寄与することを目標としたためのものでありまして、重要な補正予算でございます。

それから、あと反対議員さんの方から企業誘致事業でございますが、これも反対意見がございましたが、ここに出ております補正は国立音楽院は関係ございません。企業誘致を進めるために東京までの旅費を計上して急な案件に対して迅速に対応できるようにするための予算でございますが、ちょっと国立音楽院は関係がないように考えております。

以上ですけれども、その他の補正予算も行政施策の執行上、大変重要なものでございまして、私は反対の理由はどこにもないということを考えておりまして賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第85号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第6号）です。これについては反対をするものであります。

まず、私が理由に上げたいのは何点かあるんですが、先ほど賛成討論の方であったんですが、企業誘致の予算の中で上がっているのが国立音楽院は関係ないというようなことだったんですけども、ここの説明書を見ますと、状況で国立音楽院南部校の開校、それから、メガソーラー建設等というぐあいになってますね。私は、特に強調しておきたいのは、実態は株式会社なんですね、この国立音楽院は。ところが、ここにあえて申しませんが、12月12日付の新聞に広告があるんです。こんなことが書いてあるんですよ。生徒募集、オープンシラバスで日本一の音楽学校です、このように書いてあるんですよ。学校法人の認可も受けてないことが堂々とこのようなことで新聞紙上で新聞広告出すなんていうこと自体が、非常にこれは道理にも倫理に基づかないような団体であるということをあえて言わざるを得ないと思うんです。それと、議会の中でもあったんですけども、企業誘致ですからこれは町がかかわることです。それで、仮に生徒といいますか、聴講生というか、来られる人との何かトラブルがあった場合はどうするんですか。関係ありますから責任が当然ありますねと言ったら、いや、責任は一切ありませんということだったんです。何で企業誘致という位置づけしたのかさっぱりわからない、このことであります。そのことを指摘しておきます。

それから、次に、先ほど反対討論の中で触れてなかった点ですけども、解体処理施設管理事業、いわゆるイノシシの解体残渣、これは産業廃棄物になるということで、いわゆる産廃業者に委託する、この費用が上がっているわけなんです。建設のときに、私、言ったんですけど、指摘したんですけど、ここの施設を利用する場合には利用料はどうなるんですかと言ったら、利用料は取りませんということだったんですね。しかも、使用者の範囲は限定されている状況の説明がありました。私が指摘したいのは、使用者は経費の負担を全くしていない上に新たに産廃のための費用を町が出すということ、これは一体どういうことでしょうか。例えて言いますと、狩猟された方

がそこに行ってイノシシの解体をやるということでされておって、それが町民が広く使うというんなら別なんですけども、これは使用するところは限定されておりますね。しかもそれは、それによって企業活動をやっておられるんですね。そういうことは、企業活動をやっておられるということは、当然利益が出ると思うんです。そういうところに対して、なぜ全額町が負担しなければならないのか、このことについては私は納得いかないわけなんです。

それから、もう1点申し上げます。みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業ですね。いわゆる移動販売車なんです。これは県が協定を結んだということなんです、その協定の内容がはっきりとしたものが出ませんが、これを見ますと、私が思うのは巡回地域、特に中心部は買い物の施設がありますからいいと思うんですけど、これが入ったからといって大きな影響があるということは考えられませんが、買う側として、ただ、中山間地の方、いわゆる過疎地の方は非常に買い物に困っておられるわけなんです。しかもこれが、あえて言いますが、高島屋がこの業者に該当しておりますね。当然、私も商売しておりますけども、商売をやっている企業というのは利益をやっぴり追求するんですよ。仮に、恐らく中山間地に行けば、お客さんはどれだけあるか知りませんが、そんなに売り上げが上がるということは想像しがたいことなんです。そうすると、果たして巡回の計画とかそういうもんが出てないのにこれはどうされるのか。ここで、議会で責任あってそのことを承認できるだろうかということ。

それから、先ほど賛成討論にもあったんですが、後年度の自治体の負担、これも果たしてどういう状況になるのか、これもわかりませんね。それと、既存の今、既に移動販売をやっている方、業者があるんですよ。この人たちとのいわゆる競合ですね、どういうぐあいにされるのかということなんです。非常にこの方たちはあれですよ、そこに住む方の生活状況なんかも聞いておられて喜ばれております。それから、生協が事業もやっておられますね。そういう状況に対して、この高島屋が、業者が乗り込んでくるということは一体どういう影響があるのか、そのことも検証されたのだろうか。このことを非常に疑問に考えます。町民に対する責任を持てるのか、議会で、このことに対しても私は非常に疑問があり、そのようなことからこの補正予算には反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第85号について賛成の立場で討論いたします。

まず、先ほど亀尾議員の方から話があった点から一つ一つをちょっと掘り下げてみたいと思うんですけど、まず国立音楽院の誘致のことなんですけれど、執行部の方からもこの町に対する

メリットというものも説明がありました。雇用が3人程度生まれるのではないかとということと、それから福祉の町、南部町の音楽を調和された新しい福祉施策ができる。そしてまた、こちらに入ってくる学生さんの若者定住によって、町の活性化が図られるというようなことがありました。私もちょっと調べてみたんですけど、音楽療法というのがある、音楽の持つ生理的、心理的、社会的働きを心の障がい者の回復や機能の維持、改善、生活の質、向上に向けて計画的に行う治療法、教育的技法であるということがありました。やはりこの南部町、西伯病院や、それから、福祉法人でありますゆうらく等、福祉には大変力を入れております。そういった面からすると、本当に理にかなった、そういった教育の場が設けられるという面については非常に歓迎すべきことではないかなというふうに思っております。

それから、イノシシの解体の処理問題のことがありましたけれど、これは今年度から始まった解体施設、まだまだ先が見えないというか、状況がつかみにくい中で、町の方がそういった形の支援を行われたのではないかなというふうにも理解しております、例えば今の処分の委託管理者であります緑水園がそれを持つべきだという話だったと思うんですけど、これを持った場合には、じゃあそれは最終的にどこに矛先が行くかといいますと、それはイノシシを持って入ってきた方、今は解体料なんかも無料でやっているんですけど、多分、そこに行くのではないかなと。持ってきた方は、ただでそこに置くわけではありません。幾らかの利益も得られているわけですし、多分、利益を得ているそちらの方に矛先が行ってしまうということになれば、今、一番南部町が、私も今回一般質問でさせていただきましたイノシシの減少、それから、有害鳥獣対策防止のことに對しては逆行してしまうということではないかなと思います。最終的に、このイノシシで町の特産といいますか、ジビエ料理ができて、それが本当に回転をしていけば、そういったところは改善していくべきところだとは思いますが、まだまだこれから施設ができて、これからたくさん捕獲して中に持ってきてほしい。そして、とれた肉を有効的に利用して南部町の特産、ジビエ料理を開発していく。今、まだ始まった第一歩だというふうに思っております。そういった中では、やはりこういった施策を支援していく町の立場、これは当たり前ではないかなというふうに思っております。

それから、最後にもう一つありました、みんなで支え合う中山間地域づくりの総合支援事業なんですけれど、確かに今、移動販売で入っておられる方もおられます。そういった方々に対して、やはり十分に考慮していくところは大切だと思いますけど、じゃあ、今、入ってる方ですべてをカバーできているかといえば、カバーは全くできていない状況であるというふうに思います。それぞれ移動販売車の方も特徴があって、鮮魚を持ってくる方、それから、惣菜品を持ってくる方、

それぞれが特徴を持った販売で行っておられますので、それに合わない、また新しい方の新しい発案で町民の方に出ることなく、自分たちの場所で買えるということからすれば、これは非常に有意義なものではないかなと思いますし、例えばそれ以降に町の負担が出たとしても、これは町民の方にとっても非常にいいことだと、十分意見を聞きながらそれは最終的に判断すべきものであるというふうなことを主張いたしまして、賛成の立場で討論といたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算に反対をいたします。

賛成討論をなさった議員の方々は、どの議案も大切だというふうで反対の意見は当てはまらないということだったんですけれども、私どもが補正予算に対する姿勢といいますのは、基本的には町の地方自治体の財政というのは、議決して進まなければいけないということは十分承知しています。ただ、その予算の計上が補正予算に至っても1項目ずつ賛成か、反対かということをお願いできれば、賛成討論も大いにしたい場所もあるかもしれませんが、計上の仕方は補正予算の全部が一括して出された場合には、仮に空き家対策で定住促進は賛成だけれども、このごろは予算事案別説明資料で詳しく中身が書かれています。課長にも聞き取りをいたします中で、問題点があるのではないかとということも出てくるのは当然ではないかと思うんです。先ほどのように、どれも大切に反対する理由に当たらないということになれば議会は聞くだけに及んで、なかなかその立場で問題がどうかということを指摘できなくなると思うんです。それで、そういう意味でいえば、どなたかの議員も共産党は何でも反対するのではないかとありますが、私どもの姿勢は委員会で聞くべきことを聞いて、賛成すべきことは……。

○議長（青砥日出夫君） 討論に入ってください。

○議員（13番 真壁 容子君） 反対すべきことをきちっと中身を持って反対しているということです。

1つには、空き家対策のものは、私たちは定住促進に反対しているわけではありません。しかし、率直に言って今回の空き家対策を見ると、民間の方々の土地を、建物を固定資産税10年分のいわゆる費用で借り上げるわけですね。それで、町が契約時に10万円を貸し主に渡して、借り上げた物件を町内業者を利用して100万円を限度にリフォームをすると、こういうふうな提案がなされてきたわけです。それで100万円を使うけれども、10年間住んでくれたら1カ月3万円の家賃やから、合計でいえば230万の経費はかかるけれども、360万金が入ってくるんだと、こういう説明があったわけです。率直に思ったのは、町民の土地を借りて町がもうけることはないだろうということですよ。仮に発想がよかったにしても、私たちの仕事というのは町財

政をふやすことではありません。ここに住む町民の財産、生命を守っていく、暮らしやすくするためには仮に空き家といえども、持ち主の方々の所得の向上もあっていいと思うのです。そういう意味でいえば、私はこの点についての率直な問題点と、もう1点は、定住対策というのは来てくださる方も当然ですが、ここに住む人たちが南部町を嫌にならないで安心して住み続けようと思ってくれることも施策の大きな1つになるのではないかと思うんです。そういう点でいえば、今、ここに住んで高齢化が進んでいる人たちが古い住宅を直したいというときには、それは対象にならないという一方で、新しく空き家に来る人には100万円を金出しましょうと。これも町長が言ってみれば借り上げと言いますが、個人の財産に含まれるものをさわることになるわけです。説明も一貫されていない。であれば、定住促進というのであれば、住む人も大事にするということも大きな柱に据えていくということが大事なのではないかということも委員会等でも指摘をさせていただきました。

それから、買い物バスについても、なるほど課長も委員会では買い物の不便の方々を解消するのが一番だと、私は、それは町の大きな仕事だということは十分承知しています。この中で見た場合、これも率直な疑問ですが、当初これは県の事業だとおっしゃいましたが、文書を見ていただくと事業体が市町村になっています、500万を出す。私たちはいいことであるならば、きちっと継続していく手段があるのかということも次にかかってくると思いませんか。3年間は町が補助すれば、運営費を県も出すと言っていることも後の資料でわかってきたことです。何よりも百貨店の高島屋が来るということですが、本当に地域を大事にするというのであれば、これは県にも問題があるのではないかと思うのです。南部町や周辺自治体、十分相談してどのような支援が求められているかということと、今、業者が入っているのであれば、移動販売の事業者と一緒に協議しながらすべきではなかったのかなというふうに思うわけなんです。亀尾議員も指摘しておりましたが、大きな高島屋が入ってくれば、今、小さい業者はどうなるのか、これはほかの議員も言っていますが、エリアを分けると言うけれども、商売する以上は人の多いところに行くのは当たり前です。そういうことを考えたら、本当に3年間だけではなく、将来にわたっても高島屋が赤字を出しても来続ける保証があるのか点で言えば、これは委員会の中でも聞き取れることはできなかったというのが現状です。やる以上は500万が県から来るといっても公費が出る以上、責任が町にはあると思うんです。そこを述べる必要があるのではないかというふうに思います。

それから、企業誘致の件ですが、私たちは国立音楽院は来たらいけないと言っているのではありません。町のかかわり方の問題を言っているのです。これは施策には関係ないとおっしゃいま

したが、この資料の中にも国立音楽院南部校の開校等と書いてあります。何回も指摘しておりますが、南部町が企業誘致の協定を結ぶ必要があったのかということを行っているんです。町長、眠っておられますけども、きのうも学校関係の方から電話がかかってきて、米子等の学校現場ではこの南部校のことが話題になっていると言うんですね。どういうふうに話題になっているかという、いいふうに話題になっているのであればいいが、あれは学校ではないということが現場の教育関係者の方々からそういう意見が出てきているということです。町内でも教育関係に携わった方々から、町は一体学校というのをどういうふうに認識しているのかという声も聞きました。国立音楽院がどういう事業をしようかというのは業者の勝手だと思うんです。ところが、そこを協定に結んで町は全然責任ないと言いながら、協定書にはこの開設が支障なく円滑に行われるよう誠意を持って協力するんだっていうふうに書いてあるわけですね。企業誘致になったら一番みんなが心配しているのは、きのうも見せていただきましたが企業誘致になったらさまざまな特権が考えられる場合がある。例えば県の優遇助成制度では、用地購入や不動産の所得税の取得税の減免とか、雇用に対する奨励金等が公費が出ることが考えられるわけなんですよ。町に至っては設置奨励金ですね、工場設置奨励金、学校が工場の対象になるのかどうかわかりませんが、固定資産税の免除にわたっての問題が出てくる。そういうことがあるから心配してるわけですよ。そういう意味でいえば、私はこれ補正予算といえども町が本来すべきことは、町に進出してこようとする業者が住民にとってどのような利益をもたらすのかも含めて正確な情報を流すことと、町民にとって不利益を及ぼさないようにしっかりと監視することが求められてると思うんです。そういう意味でいえば、即刻協定をやめて町が一線を画して、どのような事業者であろうと住民に迷惑のかからないような立場に足を置きかえることが重要だということを指摘しておきたいと思います。

それから、先ほどの緑水園の問題については株式会社の件ですが、法律ができてきたので仕方がないとおっしゃいますが、住民には先ほどの議員も賛成議員が恐らく黒字になるだろうということで株式化だとおっしゃいますが、黒字になるだろうというような話は委員会では出てきませんでした。もし今度賛成の討論をなさる方は、いかに黒字になるかということを説明しなければ株式化には責任を持ってないのではありませんか。

もう一つ、イノシシの解体処理施設のところでお金を出すのは当然だとおっしゃいましたが、これは私たちはお金出したらいけないと言ってるのではないんですけども、このような出し方をして、仮にここで出さなくても板井議員おっしゃるように、お金は今度緑水園が赤字になったら町が出すことになりますよね。そういうことを考えたときに、なし崩し的に町が補助をしていく

ということはよくないのではないかとことを言っているわけなんです。

○議長（青砥日出夫君） いいですか。

○議員（13番 真壁 容子君） もう1点で言えば、先ほどの植樹祭の件で200数十万のお金が出ておりました。これは植樹祭に来られる方に竹するめをお土産に持たせるという内容でした。でも、本来であればこの植樹祭を主催する側の負担にすべきではないかというのが意見です。以上の立場から、補正予算には反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 議案85号については、賛成の討論をさせていただきたいと思えます。

最初の賛成討論で同僚の米澤議員が、さすが元課長、ええ討論されましたと感服しております。私も米澤議員言われたとおりでございます。この予算書の中に注目する点はるる言われました。僕はここに注目したいのは込めてですが、住宅用太陽光発電システム事業が600万追加になってるんですね。要は、自然エネルギーで需要がふえてきていると、これもすごいことじゃないかなと思ってます。あとは空き家対策、米澤議員が言われましたとおり各中山間、だんだんと空き家が出ておりました。その空き家の利用方法、米澤議員の言葉をかりましたらグリーンツーリズムみたいなものだと思います。これらの件についてもそのとおりだと思います。それと、みんなで支え合う中山間地域づくり総合事業、これも言われたとおり、買い物弱者というのが今後出てまいりますし、今も出ております。これについての予算計上でございます。

中身についての聞き取りはるるいたしまして、真壁議員がさすがベテラン議員、中身についても詳しく言われましたが、それを込めてでもございますが、特にこの空き家事業、これは県の事業なんです、本当は。それで、事業主体が市町村と書いてありますが、その下に市町村長が必要と認める個人事業、企業、組合、商工団体云々あるんです。要は、市町村長が認める企業がこれなんです。まだ町はこれに対して何もして……。要は、県に業者が申請して県が認めたと。南部町を回りたいという意見があったそうです。協定書は県と結んでいるようでございますが、この中にぜひとも地域の見守りとか、そんなのを入れていただきたいというのが希望でございます。そんなんしてまだ、これは500万が出てますが、これについて次は来年度から運営補助等がございますが、これらも込めてでも私はこの中山間地域のお年寄りや独居の人たち、高齢者の人や買い物弱者をぜひとも守っていただき、限界集落にならないようにしていただきたいと思えます。まずはそこから出発していただきまして、あとの不安なことは真壁議員がいろいろ言われましたが、そういう不安なことは徐々に解消していただきたいと思っております。

それと、空き家対策の分ですが、今言いましたようにこれは我が南部町ばかりではありません。日南町にも、日野町にも、江府町にも、この話は出てます。なかなか決まらないというのが現状です。なぜって聞いたら、町のバックアップがないと。町がそこに一枚かんでほしいというのが、もちろん貸したい人と借りたい人の今度安心感がそこに生まれるということがわかりました。そこで、ここで見ましたら10年間の固定資産税相当を払うと、これだけでも安心されるんです。それと、反対意見にもありました不動産みたいなことをすると言われてましたが、そういう空き家になっているところで一番問題になっているのがやっぱり水回りなんです。その水回りのことをきちっとするというのがやっぱり100万ぐらいかかります。それをきちっとして、町がそれを責任持ってして出せばそれだけ安心してもらえると、そういう事業なんです。そうして、ぜひとも都会から来ていただきたい。ちょうど企業誘致の話で国立音楽院が参ります。生徒も来ます。こういう制度を利用して功を奏した政策だと私は思っております。

それと、例の緑水園のことじゃなしにイノシシの解体処理のことも言われましたが、あれの解体処理施設は町の施設であります。まだ指定管理もしておりません。これが残渣の処理の補正が入っております。今、あの施設は鳥獣駆除でイノシシがたくさん出て困っているという、何とかしてほしいというのでつくった処理場です。その処理場で残渣ができ出したと。本来、こういうのは緑水園が処理すればいいじゃないかと、今後はそのようにしていただきたいと思いますが、指定管理をしておればそれで通りますけども、今回まだ指定管理しておりません。今回の実態を見て大体わかると思います。これを込めて今後の展開を期待するところでございますが、それだけ町内のイノシシの駆除が進んだなと私は思っておりまして、今後もこれは発展していきたいし、きちっと変なことを言われぬように指定管理等を出して、残渣処理の大体の経費等が全部わかりますので、これの活用をしていただきたいと思っております。

それと、植樹祭のことを言われましたが、竹するめのお土産の補正でございますが、これは主催者のところが出しゃいいだねかということですが、それはそれでいいですけども、いろんな過去にそういうことをされた市町村にお聞きしますならば、特別交付税でこれは戻ってくるということだったそうです。そういうことになれば、これはうちげの特産の竹するめが全部で何枚だったかな、2,000枚2,200枚だったかな、PRできると、そのような利用価値もあらうと思っております。

国立音楽院のことをいろいろ言われましたが、町のかかわりが必要で……。必要とせん方がええって言われましたが、私はこれきちっとされて、今度そのようなことまた議会でこのようなと言われるならば、今後我が町に来る企業が敬遠されるんじゃないかという気がします。私、そ

れが一番心配なんです。国立音楽院、株式会社じゃないか……（サイレン吹鳴）株式会社で学校じゃない、いいじゃないですか別に学校じゃなくても、実際にそこに生徒が300人ぐらい来て、ここの土地で衣食住されるんです。若者が来るんです。中には私みたいなこんな人も来るかもしれませんが、ほとんど若者だと思います。活性化するんです。衣食住がここで賄えるんです。経済が回るんです。これに町が何もせんちゅうのは私はどうかなと思います。そんなんして応援していただきたいと思います。誠意を持って対応していただきたい。県のそういう助成もつけていただきたいし、町のそういう助成もつけていただいて、これらが本当に300人が600人になって、あそこの中心がはやりだいたね、本当に南部町がこのごろ若い人がふえだいたねと言われるように、また、まるごうがこのごろ活発になったねと言われるような一つの仕掛けじゃないですか。これをまだ何もないのにこう言われる、議会がこのように言われる、議員さんが言われたっていったら、ちょっと南部町怖いねと言われるようなイメージだけはしたくないと私は言いたい。まだまだ走ってないのにそういうことを言う自体、私はおかしいと思う。移動販売車も一緒ですよ。私はお金出してでもやっていただきたいと思います。どんだけ中山間の人困っておられるか、皆さん方も知っておられるでしょうが。それをぜひ、ただ国の制度に乗っかってやればいいんですよ。そこから徐々に見守り活動していただいたり、いろんなことして情報集めたりして町がかかわれば、住みよい南部町になるんじゃないかと私は思っております。そういうことをもちまして、私はこの補正に対しては賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第85号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第86号

○議長（青砥日出夫君） 日程第14、議案第86号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第86号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

これは歳入歳出に1億3,641万4,000円を追加し、総額14億2,189万1,000円とするものであります。

歳入で国民健康保険基金から7,324万9,000円が繰り入れられております。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第86号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第87号

○議長（青砥日出夫君） 日程第15、議案第87号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第87号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）であります。

これは歳入歳出それぞれ40万4,000円を追加し、総額246万7,000円とするものであります。

墓地の返還に伴う償還金が計上されております。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 87 号、平成 24 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 88 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 16、議案第 88 号、平成 24 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第 88 号、平成 24 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

これは区分の項目の変更によるもので、金額の増減はありません。

委員会での審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 88 号、平成 24 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 89 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 17、議案第 89 号、平成 24 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

- 予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第 89 号、平成 24 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。これは歳入歳出それぞれに 14 万 6,000 円を追加し、総額 1 億 8,963 万 6,000 円とするものであります。

これは 14 万 6,000 円を消費税として納付するためのものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

- 議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 89 号、平成 24 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 90 号

- 議長（青砥日出夫君） 日程第 18、議案第 90 号、平成 24 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

- 予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第 90 号、平成 24 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。これは内容といたしましては、正職員 2 名体制から正職員 1 名、非常勤職員 1 名に変更になり、減額になった金額を修繕費、予備費に変更するものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

- 議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第90号、平成24年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第91号

○議長（青砥日出夫君） 日程第19、議案第91号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第91号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）であります。

これは支出として内視鏡等の医療機器の購入費530万円が計上されたものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第91号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第 2 0 議案第 9 2 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 0、議案第 9 2 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第 9 2 号、町道路線の認定について。

これは新しくできましたカントリーパーク線、能竹地内 2 3 2. 2メートルを町道とするものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 9 2 号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 9 3 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 1、議案第 9 3 号、町道路線の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦伊知郎です。議案第 9 3 号、町道路線の変更についてであります。これは常清線にかかわります件であります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これより、議案第 9 3 号、町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 2 陳情第 1 2 号

○議長（青砥日出夫君） 続きまして、日程第 2 2、陳情第 1 2 号、消費税増税の中止を求める陳情書を議題といたします。

本件については、民生教育常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 2 3 陳情第 1 3 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 3、陳情第 1 3 号、南部町議会の更なる情報公開を求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務経済常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 2 4 陳情第 1 4 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 4、陳情第 1 4 号、第一回南部町議会住民説明会での回答を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長、板井です。陳情第 1 4 号、第一回南部町議会住民説明会での回答を求める陳情につきまして審議をいたしました。

この趣旨は、ことし 8 月 2 4 日に開催しました南部町議会住民説明会での住民の方からの意見、質問に対する回答を求める内容でした。

この内容につきまして総務経済常任委員会の委員の方で十分に検討いたしました結果、全員一致でということで決まりましたので報告をいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 1 4 号、第一回南部町議会住民説明会での回答を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

ここで休憩をいたします。再開は……（発言する者あり）やりますか、いいですか。（発言する者あり）そういたしますと、皆さんやれということですので休憩をせずして再開をしたいというふうに思います。

日程第 2 5 議案第 9 4 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 5、追加案件、議案第 9 4 号、南部町副町長の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第 9 4 号、南部町副町長の選任についてでございます。

南部町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町北方 5 7 3 番地、氏名、陶山清孝、生年月日、昭和 3 1 年 1 月 7 日でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑ありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2 点あります。まず 1 点、前副町長が任期満了で退職なさったのは、1 2 月の 7 日の 1 2 月議会の初日の本会議の日でした。本会議終了後、前副町長が退任のあいさつをされたわけですが、その後、一般質問等でテレビの放映が町内でもありました。私どもに住民から聞いている声は、副町長のところが空席になっているがどうしてなのかと。きのうも電話があったのですが、インターネット等で調べたら 1 2 月 7 日が任期満了になっているが、その後、どのように町長は説明しているのかというふうに住民から聞かれています。そのことについては議会前の議会運営委員会等でも意見が出て、任期満了に伴う副町長の人事をどうするかという点で、町長が議会で意見を述べるべきではないかということを議長を介して町長にも届いているはずだと思うのですが、この空白ですね、1 2 月議会中に空白が生じたことについての町長の説明をしていただきたいというのがまず 1 点。

第 2 点目は、今回上がっている副町長の人事についてですが、この人事でこの方を副町長とするのにふさわしいというふうに判断された理由は何なのかということを町長にお聞きいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。最初に、空白が生じたことについては、これはすぐ入れかえをしてそのようなことがないようにすべきでございましたけれども、この点についてはおわびを申し上げたいと思います。人事のことございまして、人選や、あるいは御本人の御承

諾や、いろいろ必要なわけでありまして今日まで延びたということでごさいます、このことについてはおわびを申し上げておきたいと思ひます。

それから、ふさわしいという判断でごさいますけれども、昭和53年の4月に町の職員として採用になられまして役場の経験が31年、また企業会計であります西伯病院に3年8カ月、都合34年8カ月の長きにわたって行政の第一線に携わって立派な仕事をしていただきました。建設課、産業課、総務課、西伯病院といったさまざまな部署でお仕事をしておられまして、町政の内容については非常に精通しておられると、行政にも精通しておられると、このようなことを総合的に判断してお願いしたわけであります。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 1点、ちょっとお聞きしたいと思ひますが、大変すばらしい人事だとは思ひますが、心配するのは病院の部長が今度はその席とかわっちゃったような感じであらうですね。陶山部長が病院に行かれて西伯病院の空気も変わりまして、ちょうど院長も交代した時期でありまして、中身も変わって経営状態もよくなりつつ、また医療についても精通しつつあったときのこういう人事でありまして、今後、この西伯病院の一番大事なポストは、町長はどのように考えておられるかだけお聞きしたいと思ひます。（「関係ない、関係ない」「答弁が要りますよ、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 細田議員どうですか。どうです。（発言する者あり）

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） できるだけ早く補充しなければいけないとは思ひておりますけれども、この議案とは直接関係ないと思ひます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 真壁議員の2番目の質問との関連もあるんですけれども、陶山病院事務部長は、元総務課長だったときに選挙管理委員会の事務局長だったんですね。それと、総務課長時代に地域振興協議会といいますか、地域振興区を設置する条例を制定するのに尽力されたという言い方が正しいのかどうか私は見解が違ふんですけれども、そういうことを通じて私が考えているのは、地方自治法とかいろんな法律的な面で率直に言って……（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 質問だ。

○議員（5番 植田 均君） 率直に言って法律的な理解が十分ではないというふうな感想を受けている……。

○議長（青砥日出夫君） それはちょっと不適切な発言だと思ひますよ。

- 議員（5番 植田 均君） いや……（発言する者あり）
- 議長（青砥日出夫君） 人格を無視したような言い方ですよ、それは。
- 議員（5番 植田 均君） 人格じゃなくて、その……。
- 議長（青砥日出夫君） 法律を理解してないとか、どういうことですか、それは。
- 議員（5番 植田 均君） 法律的な……（発言する者あり）
- 議長（青砥日出夫君） 法律を理解してないって言ったがん。
- 議員（5番 植田 均君） 理解じゃないんですよ。熟知しておられる必要があると思うんですけども、その点で町長の判断はどうなんでしょうかという質問です。（発言する者あり）
- 議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。
- 町長（坂本 昭文君） 町長でございます。法律は行政の総務課の方で行政の係も担当しておられまして大変よく熟知をしておられると、このように判断をいたしております。
- 議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。
- 議員（13番 真壁 容子君） 先ほど質疑の2番目ですね、1番目の問題で空白が生じたことについては、町長は住民の皆さんにおわびされたというふうに私は受け取りました。

2段目の理由ですね、なかなか人事についてここですることについて言えば、個人的な問題だという意見もあるかと思いますが、事は副町長にどなたを選ぶということで名前が上がってきましたので、個人の人格を否定しない限りは当然論議の対象になると思いますので、そのつもりで御答弁、よろしくお願いいたします。

町長は、先ほどこの方を推薦されることについての大きな理由として、町で31年、病院で3年8カ月働いてきたと、こういうふうにおっしゃいました。それ、長いこと働くということは一つは経験が豊富だということは十分あり得ることだと思いますが、それを述べられたからといって、この方に限定するということにならないと思うんですよ。そういう意味でいえば、30年以上働いて立派な仕事をなさっている職員が私の目の前にもいっぱいいらっしゃると思うんですね。質疑です、町長、よくお聞きしてください。そういう点でいえば、町長が述べられたこの方が適切だという理由が私どもには伝わってこないのです。そういう点で、町長が副町長に推されるといふところをお述べになっていただきたいという点が1点。

それと、第2点目には、これは具体的な話ですが、副町長というのは今までの経験上も条例等の説明で法令等に熟知していることが大前提だというふうに私ども、受け取っております。これは決して個人攻撃ではありませんのですが、4年前の12月議会でどのようなことが起こったかと申しますと、選挙管理委員長が本来、その後、議員も勉強して述べてはならないようなことを議

会で述べられたことによって、私どもは総務課から病院にかわったのではないかというふうに考えております。なぜならば私どもの……。

○議長（青砥日出夫君） 端的に。

○議員（13番 真壁 容子君） 住民の前で……。

○議長（青砥日出夫君） 端的に。

○議員（13番 真壁 容子君） 住民の前で以前の総務課長が謝罪されたからです。自分の不徳のいたすところ、なぜかという、議会の中で明確に個人を名指しして選挙違反だということをやべってしまったからです。

○議長（青砥日出夫君） とめますよ……（発言する者あり）

○議員（13番 真壁 容子君） 質疑です。このことについて……。

○議長（青砥日出夫君） 長い。

○議員（13番 真壁 容子君） 私どもは、法を熟知されていない方が副町長になることの問題点を指摘しておきたいと思うんです。個人的なことを言っているではありません。少なくとも先ほど町長がおっしゃったように、いろんな方々がいる中で行政側が法を遵守してすることを最大の目標とするのであれば、私は人事等についてももう少し違った意見が出てきてもいいのではないかというふうに思っているのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。法令には先ほど申し上げましたように、行政係も担当しておられまして、熟知をしておられるというように思いますし、経験は貴重な宝であります。そういう長い経験から行政にもよく精通しておられまして、最もふさわしいというように判断しております。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの問題について、町長から十分に答えていただいたとは思っておりません。今のところの理解は、ああそうか、年数が長いこと、具体的に言えってことですね、なる方も大変だろうなというふうに思います。もう少し町の今の事態に当たって、副町長

でどういう仕事をなさっていくのかということとは重大だと思いますし、そういう点でいえば、町長から納得いく理由が聞かれなかったことが非常に残念だということを指摘して、賛成しかねるという意思表示をしておきます。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この案件については人事案件ですが、最適な人を選ばれたなと思っております。職員の経歴、実績については申し分ございませんし、3年8カ月の病院におられた。そこで初めて町民の弱者の気持ちがわかっておられる、今度は副町長になられる。こういうことは、町民のこういう気持ちがわかるような人がそういうところの任につくということは、私は最高にいいじゃないかと、これにプラス経験と私の言いやおかしいですが、かみそり陶山と言われるぐらい切れる男でございます。これが副町長に任命されたら最高にいいと思って賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第94号、南部町副町長の選任についてを採決いたします。

議案第94号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第26 発議案第29号

○議長（青砥日出夫君） 日程第26、発議案第29号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

9番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

発議案第29号

南部町議会委員会条例の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成24年12月19日 提出

南部町議会議長 青砥日出夫 様

別紙を読み上げたいと思います。

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第74号）に伴い、南部町議会委員会条例の一部を改正を行うものです。

第6条の改正につきましては、改正前の地方自治法による委員の在任規定が改正後の地方自治法で条例委任とされたために、一部改正するものです。

第7条の改正につきましては、改正前の法においては、委員の選任について議長が会議に諮って選任することが原則でしたが、これが条例委任され、議長が会議に諮って選任することなく、議長でできることとなったことにより、第7条の改正を行うものです。

なお、附則についてですが、法は可決となっておりますが、これを施行する政令がまだ制定されていないため、政令が定められた時点で即時に施行できるよう、定めております。

以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第29号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

発議案第29号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 発議案第30号

○議長（青砥日出夫君） 日程第27、発議案第30号、南部町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

発議案第 3 0 号

南部町議会会議規則の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日 提出

提出者 南部町議会運営委員長 石 上 良 夫

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

別紙を読み上げます。

本改正も地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 4 号）に伴うものです。

改正前の地方自治法におきましては、本会議における公聴会及び参考人の規定がありませんでした。これが法の一部改正に伴い、規則を一部改正することにより、これができることとなったため、本規則の整備を行うものです。

なお、新たに公聴会及び参考人を定める第 1 4 章及び第 1 5 章を新たに定めるため、既存の章及び条の移動を行っています。

また、これに伴い、目次についても改正を行います。

さらに、第 1 7 条及び第 7 3 条につきましては、法の一部改正に伴い、現在の規則で引用している部分のずれが生じますので、これを改正するものです。

附則につきましては、一部政令委任されており、委員会条例の一部改正において御説明しましたとおり、これがまだ定められておりません。したがって、政令が定められた時点で即時に施行できるように定めております。

以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第30号、南部町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

発議案第30号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28 発議案第31号

○議長（青砥日出夫君） 日程第28、発議案第31号、オスプレイ配備と低空飛行訓練中止を求める意見書を議題といたします。

提案者である植田均君から趣旨説明を求めます。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） お手元に発議案を配付しておりますが、本文を読み上げますので、本文の読み上げによって提案にかえます。（発言する者あり）はい。（発言する者あり）読んだ方がいいですかね。

発議案第31号……（発言する者あり）読まないけん、失礼しました。

発議案第31号

平成24年12月19日

南部町議会議長 青砥 日出夫 様

提出者	南部町議会議員	植田 均
賛成者	同	亀尾共三
賛成者	同	真壁容子

オスプレイ配備と低空飛行訓練中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

——本文です。

オスプレイ配備と低空飛行訓練中止を求める意見書（案）

米海兵隊のティルトローター（傾斜式回転翼）輸送機MVオスプレイは、7月に山口県の岩国基地に搬入され、9月下旬から、試験飛行が行われています。現在、沖縄県の普天間基地などで

本格運用する計画が示されています。オスプレイは開発・試験段階から、本格運用後も墜落事故を繰り返しており、欠陥機と言われています。米議会でオスプレイの主任分析官がエンジン停止時のオートローテーション機能に「欠陥がある」「米連邦航空局の基準を満たしていない」と証言しています。日本の航空法でも本来ならば飛行が禁止されるものであり、国民のいのちと安全を守るためにも、その飛行は許されるものではありません。

政府は、米国の調査報告書を参考に「安全宣言」をしましたが、完全に安全性が確認されたか疑問です。また、米軍は、オスプレイ配備の「環境審査報告書」で岩国基地やキャンプ富士をはじめ全国6つのルートで低空飛行訓練をする計画をしており、唯一公表されていない中国地方のブラウンルートでの飛行も否定されていません。

世界一危険な沖縄の普天間基地に、欠陥機といわれるオスプレイを配備することは、国民の安全を脅かすことにほかなりません。

7月19日、全国知事会は「MVオスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議」をおこない、配備受け入れ反対を表明しています。

政府においては、以下の点について、速やかに実現されるよう求めます。

記

MVオスプレイの配備・低空飛行訓練をおこなわないこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月19日

鳥取県南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣 殿

まだ首班指名がされておられませんので、今現在は野田首相ですかね、どの日程によるかによってここは変わると思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 私は、戦争になるとかならないとか、そういうことに対しては本当に反対の立場でございます。子供が生まれたときにも一番に戦争にならないように願ったものでございますが、このような意見書が出ましたので少しばかり3点にわたってお尋ねしたいと思

います。

この中の5行目ですね、米議会でオスプレイの主任分析官がエンジン停止時のオートローテーション機能に欠陥があるということを、基準を満たしていないなどの証言がなされたということについての、これを証言なされた日時というのはいつされたんでしょうか。

それと、2点目でございますが、ずっと下の方、段落が変わりまして完全に安全性が確認されたか疑問ですって、この完全に安全性がということはどのレベルでのことをお考えなんですか。

それと、3点目でございます。このMVオスプレイっていうことになっております。いただいた資料の中にはCV22がという文言も出ておりますが、こういうことはどういう違いがあるのでしょうか。ちょっとその3点についてお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） まず、1点目の米議会での証言ですけれども、日時については正確な期日を私も調査いたしておりません。これは主任分析官の証言は、公式な文書から拾ってまますので、証言があったことには間違いがないと考えております。あわせて、オートローテーション機能をちょっとだけ説明しておきますと、エンジンが停止した場合にエンジンの軸からプロペラをニュートラル状態に分離して、フリーな回転の状態にする機能だと言われています。その機能によって急激な墜落を回避するという機能だと言われています。

それから、完全に安全性が確認されたか疑問ですという文章の根拠は、委員会の審査の中で安全率の問題が出まして、MVオスプレイが10万時間当たり何回の事故を起こしたのかという統計がありまして、10万時間当たりで1.19回の事故率だということが一つの結果で出ておったんですけれども、その後、ちょっとインターネットのウィキペディアという、これは結構信頼性のある何といいますか、いろんな情報を提供しているサイトがあるんですけれども、そこにアメリカのオスプレイの事故が2006年から2011年の間に58件の事故が起こっているというのが米軍の資料で判明したということが注釈の中に出てきました。それで、公式にいろいろ具体的に10万時間当たりの1.19の対象とされている事故は、具体的には7回だと言われていると思います。最近ではアフガニスタンで、7回目がモロッコの南方海上と、8回目がフロリダ州で訓練中に墜落、これが最近の2回ですね。ですから、委員会でも言いましたように、アメリカ国内では環境上も飛行が禁止されているというような状況で、それでアメリカ本土はもちろん、それからハワイ州でも訓練はしていないということがわかっています。

それから、3つ目何だった……（「それでいい、それで」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） CVとMVだ……（「もういいがん」と呼ぶ者あり）CVとMV。

○議員（5番 植田 均君） MVオスプレイというのは、アメリカ海兵隊が上陸用舟艇……。強襲……。強襲揚陸艦などのこういう海兵隊というのは別名殴り込み部隊と言われておりまして、何か……。

○議長（青砥日出夫君） そこまで聞いてませんので、結構でございます。

○議員（5番 植田 均君） それで、それに積まれているのがMVと言われるオスプレイで、あとCVというのは空軍ですかね、というものです。

○議長（青砥日出夫君） 空軍と海兵隊の違いです。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 11番、秦伊知郎です。オスプレイ配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）に対して反対いたします。

反対の理由であります。欠陥がある、本格運用後も墜落事故を繰り返している等の理由で普天間基地への配備、これについて反対運動、全国知事会の配備・飛行訓練の反対決議。森本防衛大臣は調査のため米国を訪問し、オスプレイの安全性を確認しております。今回の反対意見提出されたことに関して、資料として2012年9月19日付防衛省のMV22オスプレイ事故率についての資料を拝見いたしました。米軍運用航空機の事故率では平均以下であり、海兵隊回転翼機の中で最小の事故率でありました。

沖縄は日本の本土のパーセントで1割も満たない面積であるにもかかわらず、県土の70%が米軍基地、日本全体の80%の米軍基地が沖縄に集中しております。決して正常な状態ではありません。米軍基地は国外に、最低でも県外に、多くの県民の期待を背負った民主党政権はその実行性のなさからとんざいたしました。しかし、その考え方、沖縄県民から基地の負担を軽減するとの方針は間違っていない。自民党石破幹事長も普天間から辺野古への基地の移転はベターな選択ではなく、あくまでも日本全体で基地の問題を考え、各都道府県で負担すべきと述べておられます。しかし、現実には基地の負担を引き受ける地域は少なく、現状に現在は甘んじなければ

ならない状況であります。

日米安全保障条約で日本が防衛の部分を米国に依存している以上、米国軍の一部である海兵隊の存在、配置は無視することはできません。より効率的に的確に防衛に対して対応するよう配置されるのは作戦上当然であると考えます。安全に的確に効率的に任務を遂行させるべく対応として、最高の機器と最高の作戦が必要であり、オスプレイの配置、訓練の実施は残念ながら必要であると考えます。発議者の考え、思いは十分に理解できますが、議会として、議員として、一致して発議するメンバーに加わることはできず、この意見書案には反対いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、ぜひ議員の皆さんと一緒にこの意見書を国に対して上げて、政府が米軍アメリカに意見を言ってほしいと思っております。

それにしても、先ほどの秦議員は沖縄の基地については少なくとも県外、国外ということをおっしゃったので、今度一緒に上げましょうね。そういう陳情を一緒に上げていきたいというふうに思います。このMVオスプレイについていえば、私は一番疑問に思ったのは、まず沖縄県民も反対しているんですけども県知事が反対したと。全国ではどうなんだろうかと驚いたら、6つのルートがあって東北等はほとんどの県が県知事を含めて反対してきているわけですよ。群馬県等に至っては3つのルートが重なっているということ、本当に大変だなという状況わかったのと同時に、本体であるアメリカではどうしているんだろうかということを見たら、アメリカではオスプレイ訓練は中止、延期だっというふうにほとんど出てくるわけですね。フロリダで1つ故障があったというんですけども、その理由を見て驚いたのは、日本は安全基準で危ないから飛ばしたらいけないんじゃないかって言っているんですけども、アメリカの場合は安全はともかく環境レベルですよ。環境問題で騒音といかにオスプレイが飛んだときの風ですか、その風で下の建物とかが重大な障害を生じるというようなことが含まれて、アメリカの各州ではことごとくそういう法律に直面して飛行中止になっているというのが現状だと、ハワイではどうかというと、ハワイもこの環境レベルというアメリカ全体に及ぶもんですから、そういう理由で下降気流に心配されるからという理由で飛ばなくなっていると、というのが現時点だということですね。そういうことを考えたときに、アメリカの環境は保障されて日本の環境は保障されないんだということもよくわかりました。

もう1点、日本の国民が一番怒っていることは、ここに言う全国知事会の方々は日米安全保障条約など外交防衛政策の重要性は都道府県として理解しているというのは、そういう立場に立っ

ているということです。少なくとも私から見れば、政治的な立場を異にされている方々がいる知事たちが、どうしてこれを確認できない状態で受け入れることできないと言っているのかという点ですね。なぜならば、これは7月でしたっけ、アメリカと日本が合同委員会を開いたときにどいう約束をしているかという、これ9月19日に開いたそうですけども、飛行は人口密集地を避けること、ヘリモードでの飛行は基地内に限定すること、転換モードでの飛行をできる限り限定すること、これは約束しますよと日米合同委員会で約束したにもかかわらず、そのことがとごとく破棄されているという状況から出てきているわけですよ。そういうことを考えたら、これは安全性はともかく、もちろんですが、日本の主権ということ考えた場合、国民の命を守るために今の政府や政治的な立場の方々どうすべきかということ考えたら、私はオスプレイを日本に配置することは間違いだよということは、これは党派を超えて言えることではないかというふうに思うのです。

次の段階に行きましたら、そしたら、何のために軍備を増強するのかという点では、先ほどの杉谷議員がおっしゃったように戦争では反対という方がそういう率直な意見からもおかしいという声もあると思いますが、少なくとも安保条約を認めて米軍の駐留を認める方々の県知事会がこのような声上げているということは、非常に重いと思うのです。

島根県の浜田市では、市長みずから測定器等をつけて、もし飛ぶようであれば音を測量したいと言っています。平井知事もこのことについては懸念の表明をしています。私は、地方議会といえども、鳥取県では日南町、若桜町が推定されるブラウンルートの下に入るということで、全会一致で決議上げているわけです。私どももこのような動きに連帯して、この南部町でもぜひ皆さんと御一緒に意見書上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 井田でございます。私は、反対の立場でちょっと意見を言わせていただきますが、皆さんいろいろ詳しいことの中で反対、賛成の討論をしておられますが、私はこれをまず、意見書を見たときにまず本会議、会見町議会に発議されるのであれば……（「南部町」と呼ぶ者あり）南部町議会に発議として意見書を提出されるならば、もう一つ内容を吟味して出していただきたいと思います。

なぜならば、これは南部町議会として意見書を内閣総理大臣に上げるわけでございます。ですから、物すごい重たい。私は、そういう解釈をいたしております。ですから、この内容がいかに何か失礼な言い方ですけど、ちょっと軽い、私はそう思います。軽い、はっきり言いまして。もう少し、立派な共産党団ですので、もう少し内容を吟味されて、そして議会に発議として出し

ていただきたいと思います。そういう意味で、どちらかに可すのか否するかという段階でしたら、私はこれは認められません。ですから、反対という立場で討論をさせていただきました。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。先ほど反対者の討論であったんですが、非常に内容が軽いということをおっしゃったんですが、実は、日南町が採択した文書も丸写しではないですがほとんど同文なんです。ということは、日南町に対して非常に失礼だということとを……（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 知らんわそんなことまで。

○議員（12番 亀尾 共三君） まず言っておきます。それから……（発言する者あり）うるさい、ちょっと発言中。議長。

○議長（青砥日出夫君） いいよ。

○議員（12番 亀尾 共三君） そういう不規則発言とめてくださいよ。それから、私は、1つあるんですけども、南部町議会議員、この南部町にかかわらず、議会議員の一番というか、大きな任務というか負っていること。それは町民の安全をどうやるのかということも、これも大きな課題だと思うんです。それで、先ほどルートでいうと直接南部町の上には走るかどうかは別として、ところが、人間というのは全国どこでも動くんですよ。私もそうなんです、朝から晩まで365日南部町にずっとおるわけじゃないです。だから、ルートの中に仮に町民の人が行っておったりする、これが墜落したときに被害が起きたとか、あるいはまた騒音の問題、いわゆる環境の問題とか、そういうことをあわせると、やはりこの意見書というのは十分それに値すると思うんです。

それから、あえて言いますが、アメリカの本土ではやっておらずに日本でやるというんですね。安保条約で日本が軍事的に守られているというんですけども、海兵隊の本質というのは一体何でしょうか。ベトナム戦争、あるいは中近東の大きな戦争、ここにも海兵隊は沖縄の基地、そこから飛んで行って人殺しを平気でやっているんですよ……（「海兵隊じゃなしにオスプレイ」と呼ぶ者あり）こういうところに対して、何で日本がそういうことをやる。ましてやオスプレイも海兵隊が使う軍事機ですね、これに対してはやはりこのことを強く受けとめて、議会の皆さんとあわせて共通の認識のもとに意見書を上げること、このことを求めるものであります。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 板井です。今の亀尾議員のことに対してちょっと意見を言って、

このものを上げるべきじゃないという立場でもう一度話をさせていただきます。

町民の安全性、安全性ということで話をしておられますけど、安全性というのは飛行訓練の事故に対する安全性というのももちろんそれは大切なことだと思います。ただ、今の現状、尖閣諸島やこの間の北朝鮮のミサイル発射、そういったことから入れると、やはり日本の平和を守る安全性というものも、これは必要ではないかなというふうに思います。この低空飛行というのはそういったときに備えた飛行訓練を行うというのが目的であるということも聞いてます。ちなみに、平井知事はこの訓練に対してオスプレイの配置の海兵隊の即応力が格段に高まり、尖閣諸島を含む西南諸島防衛における抑止力強化には必要であると言っておられます。オスプレイは沖縄に配備されていますが、その存在による抑止力は日本全体をカバーします。したがって、訓練も日本全体を見据えて行われることは当然です。沖縄に集中している負担を少しでも軽減させることにもつながります。重要なことは、日本の安全保障に対する認識を日本国民全体がひとしく共有することですということを書いておられます。そういったことも含めて、やはり意見書、出すべきではないことはないと思うんですが、このたびは反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 北朝鮮とか……（「提案者は」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） いいです。

○議員（5番 植田 均君） 北朝鮮の人工衛星とかミサイルとかと、中国の脅威があるとかという話も出てきておりますが、私は、ここで一番考えなければいけないのは日本国憲法なんだと思うんですね。さきの戦争の痛苦の教訓によって日本国憲法は定められましたね。紛争を解決する手段としては威嚇とか武力によってやらない、冷静な交渉によって問題を解決していく、これが日本の一番大切な基本姿勢でなければなりません。そういう立場から見れば、このオスプレイをアメリカの言うがままに国内法も無視して飛行させることなど到底あり得ないわけですね。主権国家として許されないことだと思いますし、日本の国内法の上に日米安保条約を優先させているというような今の問題は、大問題だと思います。私は、そういうことが根底に、私の根本にあるものですからそこも言いながら、このオスプレイの配備は認められないし、もし安全上の問題、私がこの意見書で言っているのは、国民の生命と安全、それから環境を守るという立場から言っているんで、そういうレベルでの意見書ですので、ぜひ御賛同いただければと思って賛成意見を述べます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 杉谷早苗でございます。私は、反対の立場で意見を言わせていた

だきますけれども、必ずしも戦争は賛成であって、オスプレイが完全なものであるというような立場はとっておりません。ただ、中止を求めるこの意見書につきましては、もう少し書きようがあったのではないのかなと思っております。

先ほどから町民の安全のため、国の安全のため、本当にそうです。皆さんが一致できるところでございます。沖縄に基地が集中されているということを本当に御苦労な思いをさせて御心配もおかけしています。でも、ほかの人も軽減、肩がわりしたらいいんじゃないかとは言いながらも、ほかではこのような発言になってまいります。軍用機というものは、本当に目的が目的でございますので、安全飛行するものばかりではございませんし、今回はおっしゃらなかったんですけども、これは未亡人製造機だというような御発言も委員会の中では聞きました。しかし、このオスプレイだけが未亡人製造機ではなくて、ほかの戦艦とかいろんな分も全部そのように言われてきているということでございます。

その中におきましても、先ほどオスプレイの種類を私お尋ねいたしました。それで、OV 22 オスプレイが確かに一時、未亡人製造機と言われたけれども、本当にそうであるのか。乗りこなしていく機体だといった、そういうようなことから出てきたことであるし、軍用機というものは次第に改良されて、その改良もスピードが速いということでございます。

それで、話を戻します。先ほど沖縄に今度配備されると言われるMV 22の事故率は、先ほどは1。何ぼとおっしゃいましたよね。ちょっとメモしたのが見えませんが、私が調べておりましたのが1.93、ちょっと高いなというふうに感じました。しかしながら、今、現に沖縄に配備されているヘリコプターですね、これはCH 53Eというのがあるそうですが、この事故率が2.35、そしてCH 53Dに至っては4.51という数字が出ておるそうでございます。私たちは、反対をしながらでも、現に老朽化してだんだん危なくなっている現在の沖縄で使用されているものよりも事故率が低い分を認める、認めないいうところで今、議論がされております。さまざまな点で考えていかなければいけないことも十分わかりますが、私は、この意見書の中身に対しましては、反対の立場をとらざるを得ないなと思っております。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第31号、オスプレイ配備と低空飛行訓練中止を求める意見書を採決いたします。

反対がありましたので、原案に沿って行います。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第 2 9 議長発議第 3 2 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 9、議長発議第 3 2 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 3 0 議長発議第 3 3 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 3 0、議長発議第 3 3 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、景山浩君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、第 8 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 4 年第 8 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 0 時 4 2 分閉会

議長あいさつ

○議長（青砥日出夫君） 閉会のあいさつをさせていただきます。

ここに、平成24年第8回南部町議会12月定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

12月7日から本日まで13日間にわたり、議員各位の御精励によりましてただいま閉会を宣言できましたことは、議長としてまことに喜びにたえません。

町長を初め、執行部におかれましては、非常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき深く敬意を表しますとともに、議員各位からの意見、要望等につきましては、執行されるに当たっては十分反映されますよう強く要望する次第であります。議会としましては、今後も町民の皆さんにわかりやすい議会での議論を提供いたす所存であります。議員各位におかれましては普段の議員活動を通じ、より一層の町民の負託にこたえていただくよう要請申し上げるものであります。

これからいよいよ厳寒に向かいますが、東日本大震災で被災された方の迎えられる新年がよき年でありますようにお祈りをし、閉会のごあいさつとしたいというふうに思いますが、今期本会議、私、初めての議会です。手に汗を握る議会でした。非常に汗がたらたら出る議会でしたが、雪が降りまして少し体も冷えてきて、よくなったというふうに思っております。これを機に一生懸命頑張ってよりよい議会運営に努めたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いをします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月7日より本日まで13日間にわたって開催されまして、一般会計補正予算を初め、23議案について御審議をいただきましたが、全議案ともに御賛同賜り、御承認をいただきまして、まことにありがとうございます。御審議の過程で賜りました御意見なども留意いたしまして、執行には万全を期してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

一般質問は、7名のお方より10日、11日になされましたけれども、これは10月に行われました町長選挙の公約についての御質問や、議員各位が選挙戦を通じて訴えてこられましたさまざまな課題についての内容であったと思います。議論を通じてお互いの理解は深まったと思いますけれども、必ずしもすべてに御理解をいただいたものとも思っておりません。日常活動を通じ

て双方の理解が深まるように努力をしたいと考えていますので、よろしくお願いします。

さて、16日に執行されました総選挙において3年余り続いた民主党政権から、自民党、公明党を中心にした政権への交代となりました。民主党政権では、評価すべき施策もございましたけれども、政権運営の未熟な部分もあって残念ながらその成果がかすんでしまい、政権交代となったものと思います。新政権には、景気対策、近隣諸国との善隣友好関係の樹立、また地方の活性化など、さまざまな課題に有効な施策を講じていただきますように、皆様とともに期待をしたいというように思います。

平成24年も余すところ10日余りとなりましたけれども、皆様がお元気で過ごしていただき、輝かしい新春をお迎えになりますように御祈念を申し上げまして、お礼のごあいさつにかえる次第であります。ありがとうございました。

副町長あいさつ

○副町長（陶山 清孝君） 失礼します。先ほどは選任同意をいただきまして、まことにありがとうございます。今、改めてこの場に立ちまして、副町長という重責に身も引き締まる思いで立っております。

今回の12月議会にあっても、町政の中で皆さんと御議論、ますます厳しい世界情勢にあるだろうと改めて感じております。かくなる上は町長を補佐し、町長の政権公約、マニフェストを実現することで町民の皆さんの暮らしをしっかりと支えることが私の使命だろうというぐあいに認識しております。

国政におきましても内に外に大変な局面でございます。もちろん地方行政についても厳しい難局が予想される昨今でございます。職員をしっかりと束ね、先頭になって住民福祉の向上に邁進する覚悟でございます。倍旧の御指導と御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。どうぞ、今後ともよろしくお願いいたしまして、ごあいさついたします。（拍手）